

第2期吉野川市地域福祉計画

平成 30 年 3 月



ごあいさつ

吉野川市ではこれまで、平成25年3月に策定した「吉野川市地域福祉計画」に基づき、「幸せを実感できる 支え合い、安全・安心の暮らしづくり」を目標に、地域福祉の取り組みを進めてまいりました。

一方で近年、少子高齢化、核家族化などによる社会情勢の変化に伴い、生活上の様々な問題が顕在化・深刻化しています。複雑化する社会の中で、市民一人ひとりが尊重され、安心・安全に暮らしていくようにするために、他人事を「我が事」ととらえ、行政、関係機関、地域住民が協働し支え合いながら地域課題を「丸ごと」受け止め、福祉サービスにつなげていく、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていく必要があります。

このたび、これまでの地域福祉の取り組みの成果や課題を整理し、また平成30年4月1日施行となる改正社会福祉法の考え方を踏まえて、「第2期吉野川市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画は、2018年度（平成30年度）から2022年度の5年間を計画期間とし、「みんなの絆と地域の力で育む心豊かな吉野川市」を基本理念として、地域においてお互いを気にかけ、声をかけあい、手を差し伸べあえる関係を構築し、すべての市民が地域福祉の主役となって、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けた施策方針をまとめたものとなっています。

本計画の推進にあたりましては、引き続き、市民の皆様、各関係機関、事業者の皆様が行政と一緒に、取り組んでいくことが大変重要となりますので、今後ともより一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、ヒアリングを通じ様々なご意見やご提案をいただきました関係各位、そして熱心にご審議を重ねていただきました吉野川市地域福祉計画策定委員会の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

吉野川市長 川真田 哲哉

目次

I 計画の前提.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ及び法的根拠.....	2
3 計画の期間.....	2
II 市の現状と地域福祉推進のための課題.....	3
第1章 市の現状と今後の見通し.....	3
1 少子高齢化の進行.....	3
2 世帯の変化～核家族化と世帯規模の縮小化.....	3
3 乳幼児・児童・生徒の状況等.....	4
4 介護や支援を必要とする市民の増加.....	6
5 地域活動等の状況.....	7
6 自殺者数の状況.....	8
7 保健の状況.....	8
第2章 地域福祉に係る市民意識とニーズ.....	10
1 調査概要.....	10
2 調査結果.....	10
3 アンケート調査からみえる主な課題.....	11
第3章 福祉関係団体調査にみる課題.....	15
1 調査概要.....	15
2 調査結果.....	15
3 福祉関係団体調査からみえる主な課題（意見概要）.....	16
第4章 福祉・保健関連分野における主な取り組み.....	20
1 高齢者保健福祉・介護保険事業分野.....	20
2 障がい福祉分野.....	21
3 子ども・子育て支援分野.....	22
4 保健・医療分野.....	22
5 防災分野.....	23
第5章 地域福祉を推進する上での基本課題.....	24
1 新たな時代に対応した地域福祉のあり方.....	24
2 福祉分野共通の課題.....	25
3 地域における包括的な支援体制の構築.....	25

III 計画の基本的な考え方.....	26
第1章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本目標.....	26
3 地域福祉推進のための圏域設定の考え方.....	27
4 施策の体系.....	29
IV 地域福祉推進のための施策の方向.....	30
第1章 各分野横断的な共通課題への対応.....	30
1－1 見守り活動の体制づくり.....	30
1－2 生活困窮者対策・自殺予防.....	32
1－3 制度の狭間への対応.....	34
1－4 就労支援.....	36
1－5 住まいの支援.....	37
1－6 権利擁護の推進・虐待への対応.....	39
1－7 福祉拠点の整備と移動手段の確保.....	41
1－8 防災・防犯対策の推進.....	43
1－9 人権対策.....	46
第2章 包括的な支援体制の整備推進.....	47
2－1 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実.....	47
2－2 地域における身近な相談機能の充実.....	48
第3章 地域福祉の意識づくりと人づくり（自助・互助）.....	50
3－1 地域全体で支えあう意識の醸成.....	50
3－2 健康づくり・介護予防の充実.....	52
第4章 地域福祉を担う団体の支援（共助）.....	55
4－1 サービス事業者やNPO活動の育成.....	55
4－2 ボランティア活動の活性化.....	56
4－3 各種福祉団体の情報発信の支援.....	57
第5章 地域福祉の情報提供と各種サービスの充実（公助）.....	58
5－1 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実.....	58
5－2 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり.....	59
第6章 計画の推進のために.....	62
1 市内各地域における推進体制.....	62
2 地域における包括的な支援体制の構築.....	62

3	市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割.....	62
4	行政の役割と推進体制.....	62
5	社会福祉協議会の推進機関としての役割.....	63
6	県・県内市町村等との必要な情報の共有と連携.....	63
	資料編.....	64
1	用語の解説.....	64
2	地域福祉計画の策定経過.....	67
3	策定委員会設置要綱.....	68
4	策定委員名簿.....	70

I 計画の前提

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

平成27年の国勢調査人口では、吉野川市（以下「本市」という。）の総人口は41,466人で、うち15歳未満の人口（年少人口）は4,434人、65歳以上人口（老人人口）は14,336人となっており、それぞれの割合は10.7%、34.6%となっています。県内8市では3番目の高齢化率※の高さとなっています。総人口が減少傾向で推移していくことが見込まれる中で、本市の少子高齢化は加速化していくことが見込まれています。

順位	市名	高齢化率
第1位	三好市	41.0%
第2位	美馬市	35.5%
第3位	吉野川市	34.6%
第4位	阿波市	33.4%
第5位	鳴門市	31.4%
第6位	小松島市	30.9%
第7位	阿南市	30.6%
第8位	徳島市	27.6%
平均	徳島県	31.0%

一般的に、高齢化が進むことによって、貧困、介護ニーズ、孤立死、自殺、虐待などの社会的な課題が増えていくことが見込まれます。また、少子化が進むことによって、社会保障の担い手が減ることにつながり、将来世代への負担の先送りや社会保障制度の健全性を確保することが難しくなるといった影響が想定されます。

本市においても進行している少子高齢化を伴う人口減少は、地域において、福祉的支援を受ける者と提供するとのバランスを欠くことにつながります。このため、地域福祉のあり方は、人口問題と密接に関係しており、将来の子や孫への負担を軽減していくために、具体的に推進していくかといけない喫緊の課題と捉える必要があります。

「第2期吉野川市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）においては、地域福祉を推進していくための課題の整理や今後の推進方策についてできるだけ具体的に示すとともに、将来のあるべき姿を描き、全市一体となって取り組んでいくことを計画としてまとめました。

※64～66ページの用語の解説を参照ください。以降の※についても同様に参照ください。

2 計画の位置づけ及び法的根拠

本計画は、福祉分野の上位計画として位置づけ、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。本計画は、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。なお、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）も踏まえた計画の見直しを行っています。

改正社会福祉法（一部抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の期間

計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

II 市の現状と地域福祉推進のための課題

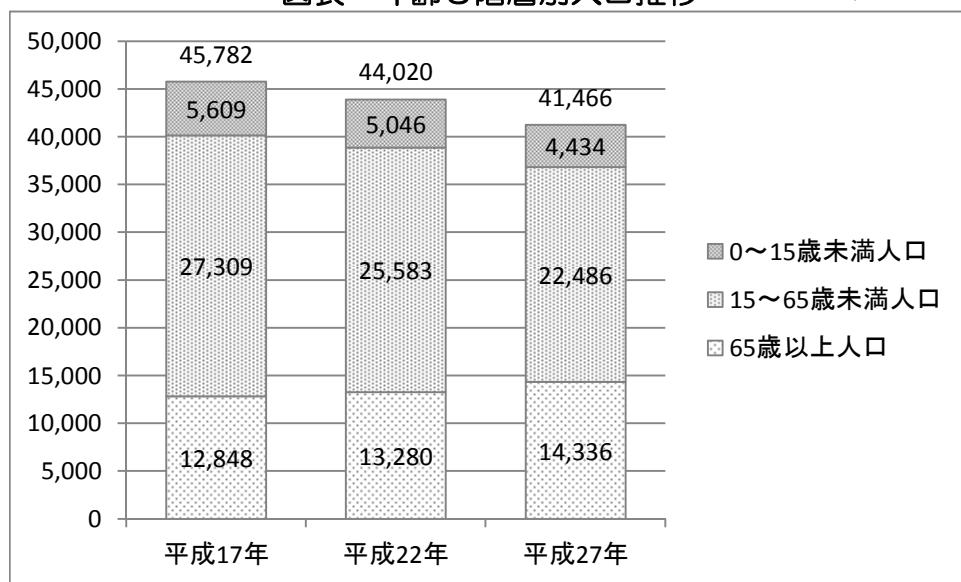
第1章 市の現状と今後の見通し

1 少子高齢化の進行

国勢調査によると、本市の平成27年の総人口は41,466人で、65歳以上人口は14,336人(34.6%)、0~15歳未満人口は4,434人(10.7%)となっています。今後もこの傾向が続くとみられ、少子高齢化と人口減少が進んでいくことが見込まれます。

図表 年齢3階層別人口推移

単位：人



注) 合計と内訳が合わないのは各年に年齢不詳がいるため。

資料：国勢調査

2 世帯の変化～核家族化と世帯規模の縮小化

世帯数の推移をみると、一般世帯数は平成22年まで増加傾向で推移していましたが、平成27年には減少局面に入りました。

しかし、高齢者を含む世帯数や高齢独居世帯数、高齢夫婦世帯数は依然として増加傾向で推移しています。

図表 世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数(世帯)	15,445	15,755	15,670
高齢者を含む世帯数(世帯)	8,012	8,266	8,861
高齢独居世帯数(世帯)	1,533	1,817	2,217
高齢夫婦世帯数(世帯)	1,595	1,735	1,977

資料：国勢調査

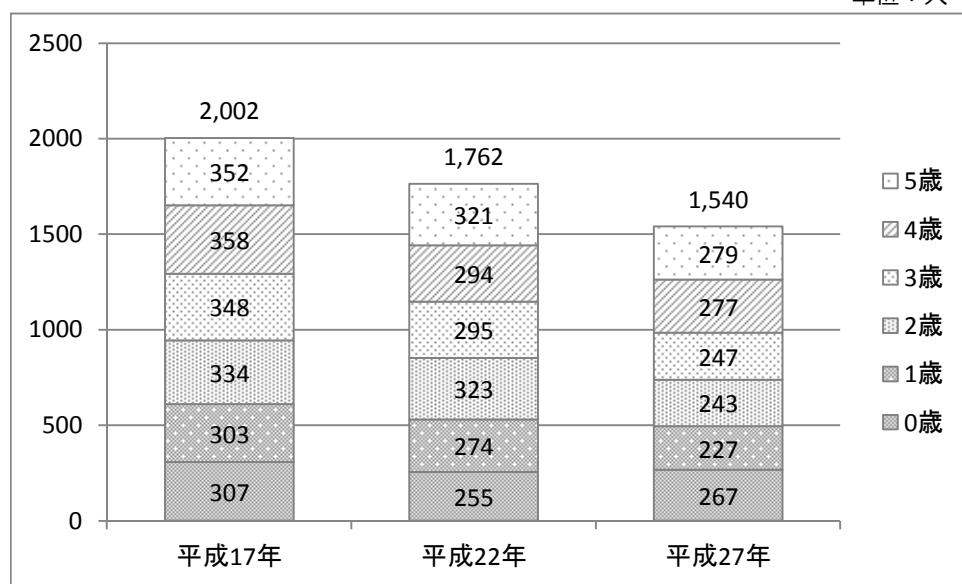
3 乳幼児・児童・生徒の状況等

乳幼児数の推移をみると、0～5歳人口は、平成17年から平成22年までに240人減少、平成22年から平成27年までに222人の減少となっており、各年齢で300人を下回りました。

保育の状況をみると、平成29年度には保育所・認定こども園の定員数は975人となりましたが、待機児童数が3人存在しています。また、0歳児保育数も増加傾向で推移しています。

図表 乳幼児数の推移

単位：人



資料：国勢調査

図表 保育所・認定こども園の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定員数(人)	725	965	935	975
待機児童数(人)	0	0	0	3
0歳児保育(人)	28	32	29	36

資料：こども未来課

小・中学校の在籍児童・生徒数をみると、減少傾向にありますが、特別支援学級の状況は、小学校の在籍児童数は増加傾向で、中学校の在籍生徒数については微増傾向で推移しています。

図表 小・中学校の児童・生徒数

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	在籍児童数(人)	1,963	1,933	1,870	1,840
	特別支援学級 在籍児童数(人)	65	77	80	94
	特別支援学級 在籍児童数の割合(%)	3.3	3.9	4.2	5.1
中学校	在籍生徒数(人)	922	896	878	841
	特別支援学級 在籍生徒数(人)	27	30	35	31
	特別支援学級 在籍生徒数の割合(%)	2.9	3.3	3.9	3.6

資料：学校教育課

4 介護や支援を必要とする市民の増加

要介護認定※者数の推移をみると、平成28年3月末、平成29年3月末と減少傾向で推移していますが、これは介護予防・日常生活支援総合事業※への段階的な移行による一時的なものであり、平成30年度以降は高齢者人口の増加傾向と比例して認定者数も増加する傾向にあります。

また、障がい別の手帳所持者数については、近年大きな変動はないものの、若干減少傾向がみられます。

図表 要介護認定者数の推移

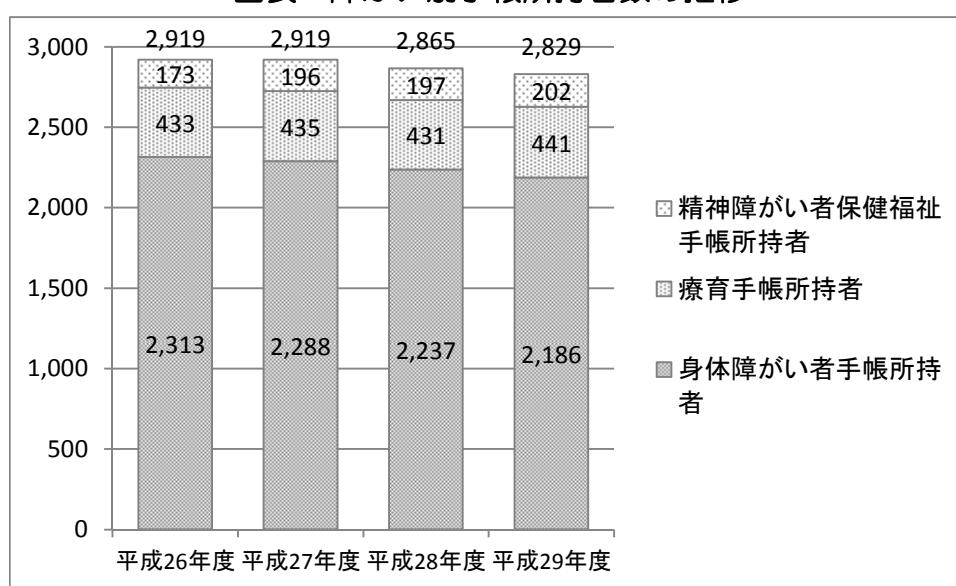
単位：人



資料：介護保険課

図表 障がい別手帳所持者数の推移

単位：人



資料：社会福祉課

生活保護の状況をみると、被保護世帯数はここ3年間微減傾向で推移しています。

図表 生活保護の被保護世帯数・生活保護費の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
被保護世帯数(世帯)	589	571	568
生活保護費(百万円)	1,171	1,099	1,102

資料：社会福祉課

5 地域活動等の状況

ボランティア活動の推移では、個人、団体ともに大きな変動はみられません。

図表 ボランティア活動の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
個人(人)	2	1	2	4
団体(団体)	31	30	31	32

資料：社会福祉協議会ボランティアセンター登録者数

図表 民生委員・児童委員※の活動状況

	民生委員・児童委員	うち主任児童委員
在宅福祉	207	0
介護保険	99	0
健康・保険医療	246	0
子育て・母子保健	42	19
子どもの地域生活	508	140
子どもの教育・学校生活	156	83
生活費	157	21
年金・保険	30	0
仕事	18	0
家族関係	127	0
住居	86	0
生活環境	113	0
日常的な支援	787	6
その他	1,281	85
合計	3,857	354

注) 各民生委員・児童委員からの活動記録報告が市に提出された分のみの数値。

資料：平成 28 年度 社会福祉課

6 自殺者数の状況

本市の自殺者数は、平成28年は減少したものの、近年10人前後で推移しています。自殺の背景は様々なことが考えられますが、大切な命をつなぎとめるための対策を市としても早急に講じていく必要があります。

図表　自殺者数の推移

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
自殺者数(人)		11	9	10	6
自殺死亡率 ^注		24.85	20.46	22.99	13.97
20歳未満(人)		0	0	1	0
20～29歳(人)		4	0	2	0
30～39歳(人)		0	0	1	0
40～49歳(人)		2	0	2	0
50～59歳(人)		1	1	0	0
60～69歳(人)		1	2	3	4
70～79歳(人)		2	4	0	2
80歳以上(人)		1	2	1	0
全国	自殺者数(人)	27,041	25,218	23,806	21,703
	自殺死亡率	21.06	19.63	18.57	16.95
徳島県	自殺者数(人)	178	160	133	136
	自殺死亡率	22.68	20.45	17.13	17.66

注)「自殺死亡率」とは、自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。

資料：厚生労働省自殺対策推進室

7 保健の状況

保健の状況をみると、4か月児・9か月児健診は受診率100%をめざして行っていますが、年によっては100%以下になっています。

図表　乳児健診受診者の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
4ヶ月児	受診者数(人)	248	285	243
	受診率(%)	100.0	97.6	98.4
9ヶ月児	受診者数(人)	233	279	249
	受診率(%)	97.1	97.6	100.0

資料：健康推進課

肥満のある児童数（小学校）は減少傾向で推移しており、肥満のある生徒数（中学校）も平成27年度から28年度にかけて減少しています。

また、40～74歳の国保加入者を対象に行った特定健康診査※受診率は、38%前後で推移しています。受診者の内、メタボリックシンドローム※の人や、糖尿病有病者の割合は平成28年度において減少しています。

図表 肥満のある児童・生徒数の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	肥満のある児童数(人)	221	207	191
	肥満のある児童の割合(%)	11.2	10.7	10.2
中学校	肥満のある生徒数(人)	106	111	101
	肥満のある生徒の割合(%)	11.4	12.3	11.5

資料：学校教育課

図表 国保特定健康診査受診状況の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受診者数(人)	2828	2817	2675
受診率(%)	38.4	39.4	38.1
受診者うちメタボリックシンドロームの人の数(人)	517	520	480
受診者うちメタボリックシンドロームの人の割合(人)	18.3	18.5	17.9
受診者うち糖尿病有病者数(人)	199	213	195
受診者うち糖尿病有病者の割合(%)	7.0	7.6	7.3

資料：国保年金課

第2章 地域福祉に係る市民意識とニーズ

1 調査概要

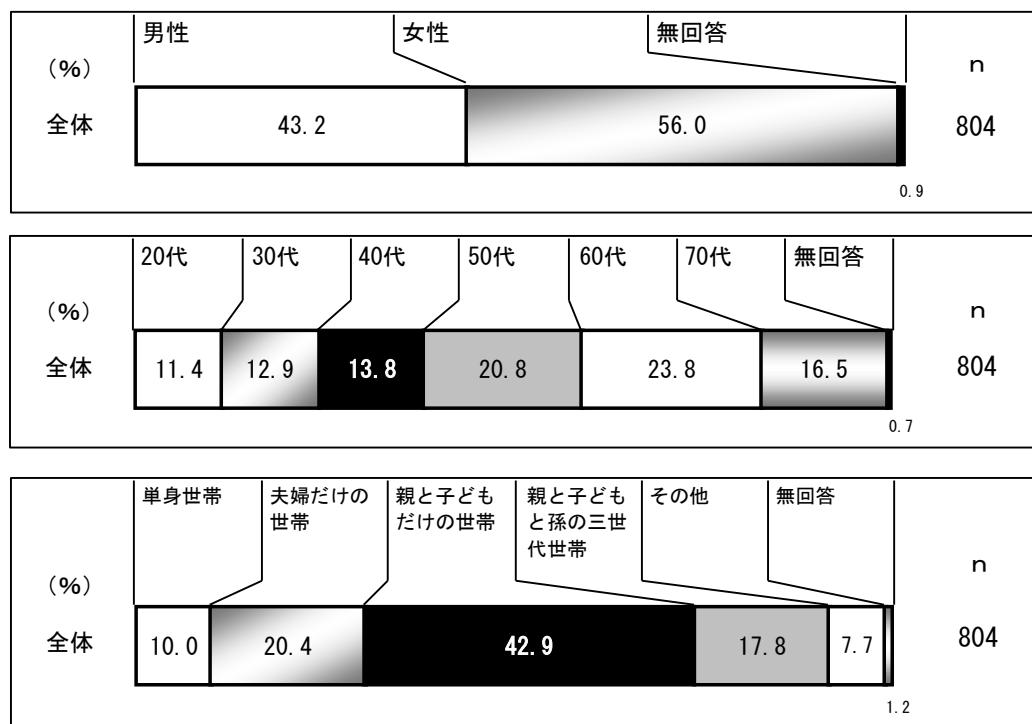
本計画を策定する際に、地域における生活や福祉活動に関する状況を把握するとともに、今後の課題を浮き彫りにするために、市民を対象にアンケート調査を実施しました。実施概要は以下の通りです。

図表 アンケートの実施概要

項目	内容
調査対象	吉野川市に在住の 20 歳以上の方 (75 歳まで)
配布数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成 29 年 7 月
調査地域	吉野川市全域
有効回収数	804
有効回収率	40.2%

2 調査結果

回答者の属性は以下の通りとなっています。男性よりも女性の方が若干回答数が多く、年齢では 50・60 代が多いものの、20 代も 1 割以上となっています。

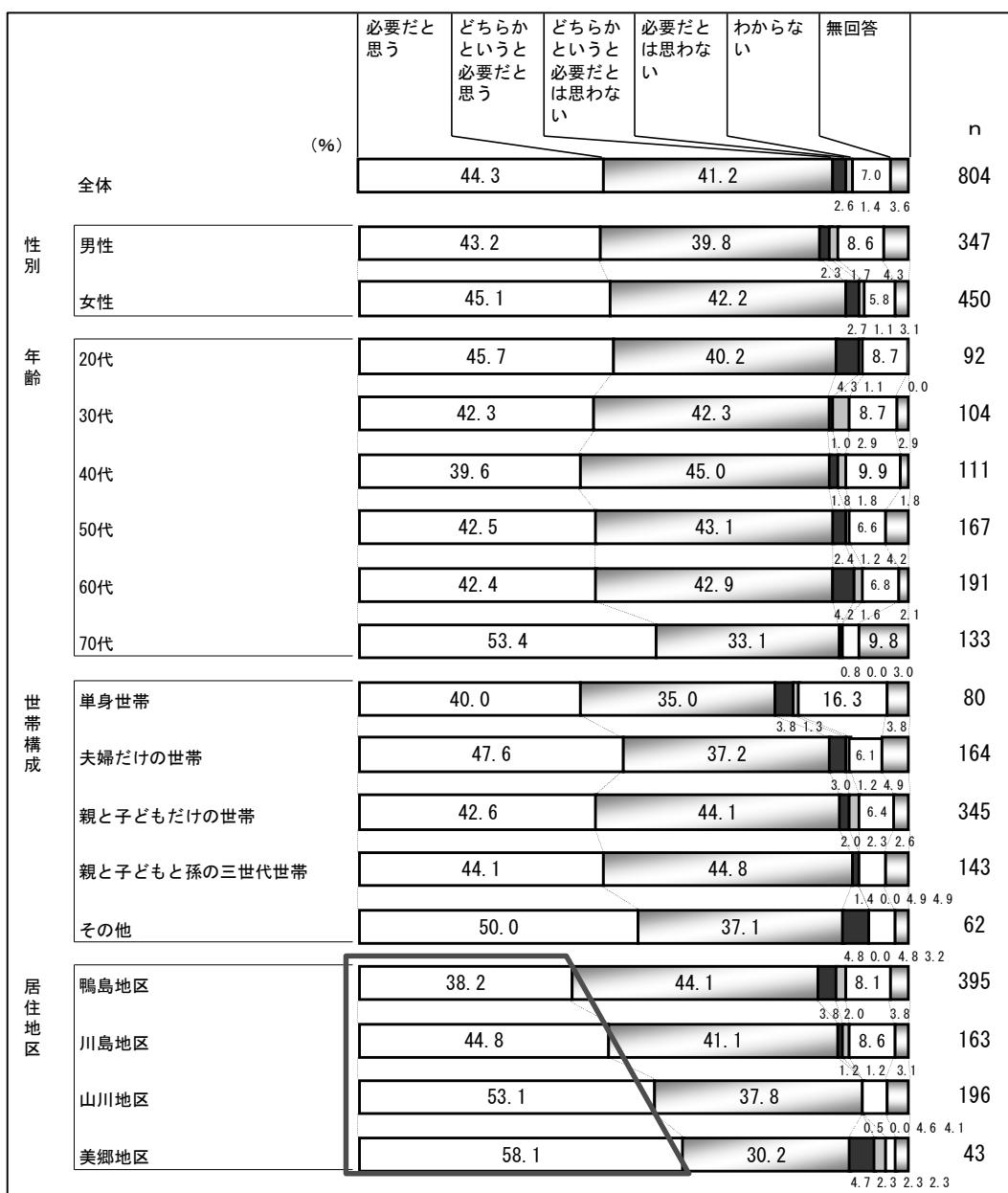


3 アンケート調査からみえる主な課題

(1) 地域住民が相互に助け合う関係

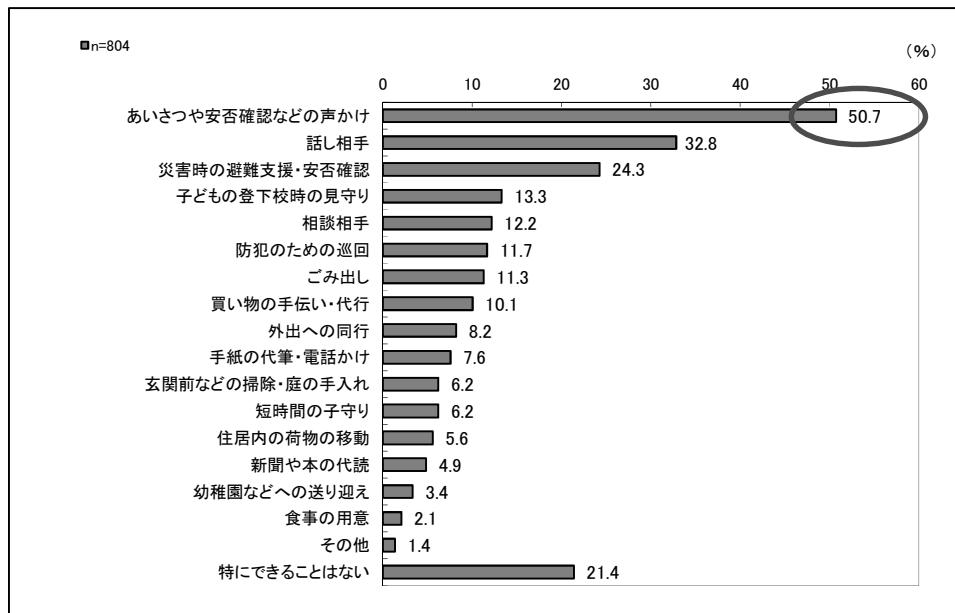
85%以上の方が、地域住民が相互に助け合う関係は「必要だと思う」か「どちらかというと必要だと思う」と回答されていることがわかりました。しかし、居住地区別にみると、「必要だと思う」と明確に回答された方の割合は鴨島地区で38.2%と低いのに対して、美郷地区では58.1%と高く、その差は約20%の開きがあります。

年齢や世帯構成によっても考え方には若干の違いがみられるため、地域における住民相互の助け合い関係構築のために、意識啓発を推進していく必要があります。



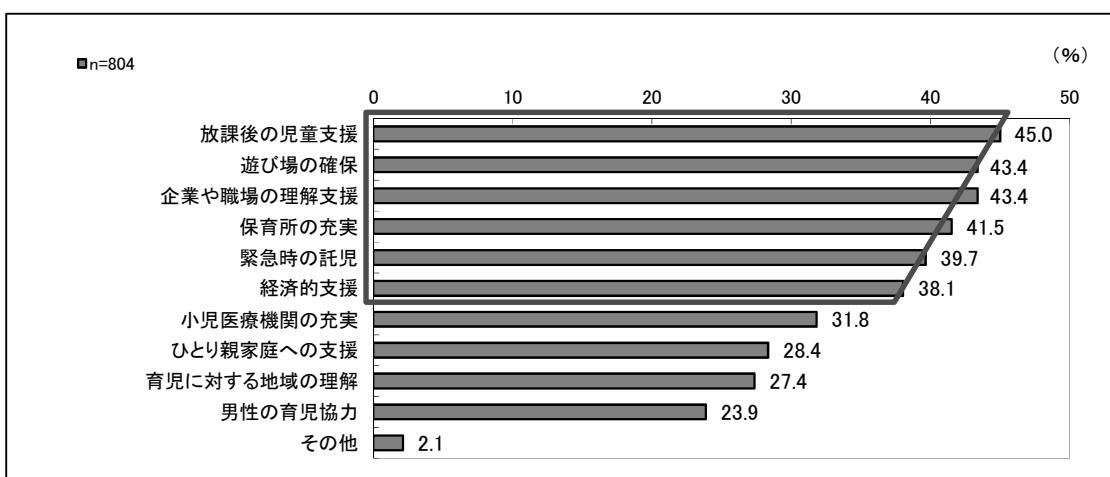
(2) 身近な高齢者等に対して支援・協力できること

身近な高齢者等に対して支援・協力できることは、「あいさつや安否確認などの声かけ」が約5割で最も多くなっています。声かけは福祉のみならず、防犯・防災においても非常に重要なことであることから、子どもから大人まで皆ができるような取り組みを進めていくなど、市全体での声かけを習慣化していく取り組みなども重要と考えられます。



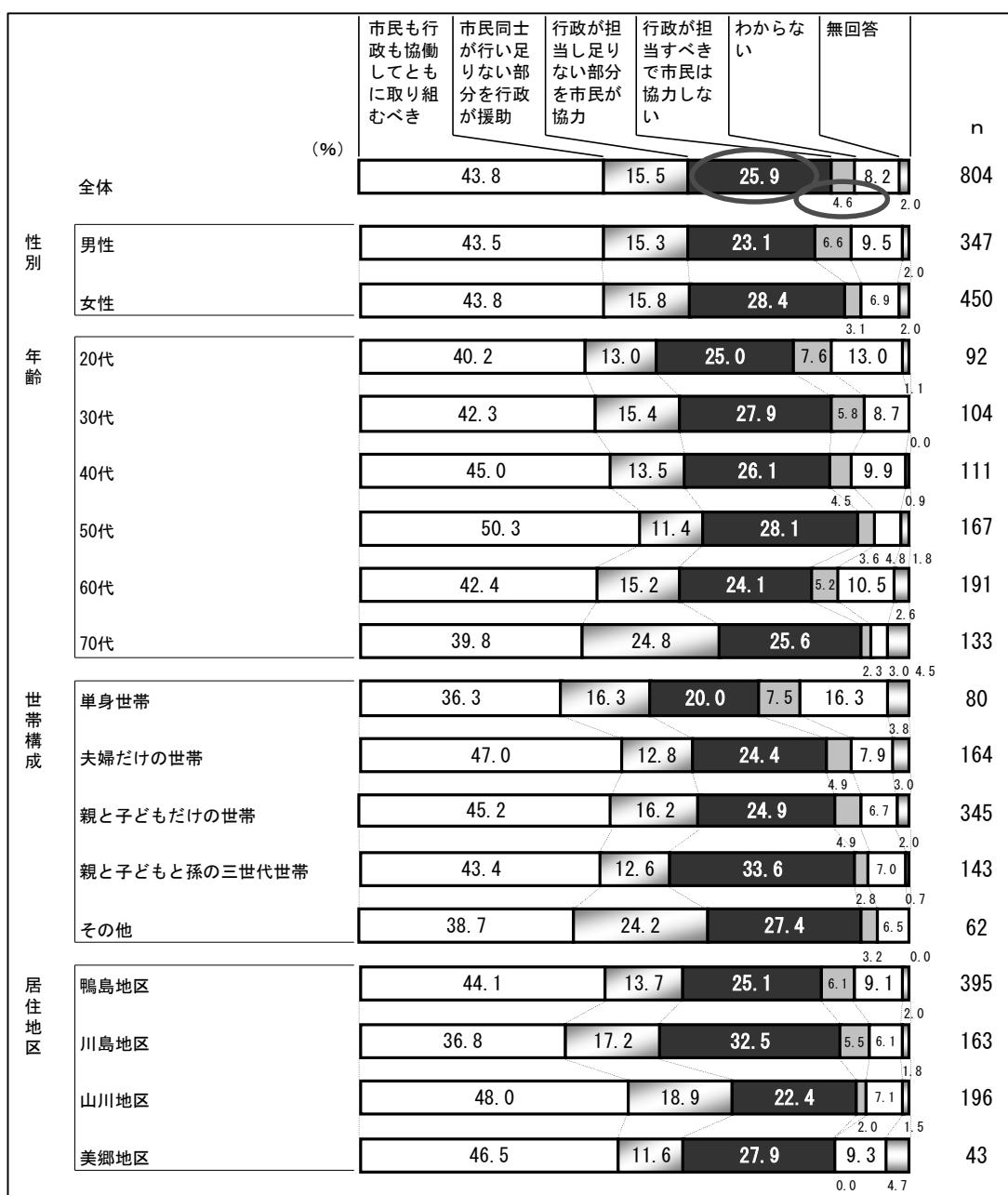
(3) 子育てがしやすい地域づくりに大切なこと

子育てがしやすい地域づくりに大切なことについては、「放課後の児童支援」、「遊び場の確保」、「企業や職場の理解支援」などが上位回答となっています。ただし、20・30代の第1位回答は、全体で第6位の「経済的支援」となっていることなどを踏まえ、子育てしやすい環境づくりをきめ細かく推進していく必要があります。



(4) 地域福祉活動における市民と行政の関係について

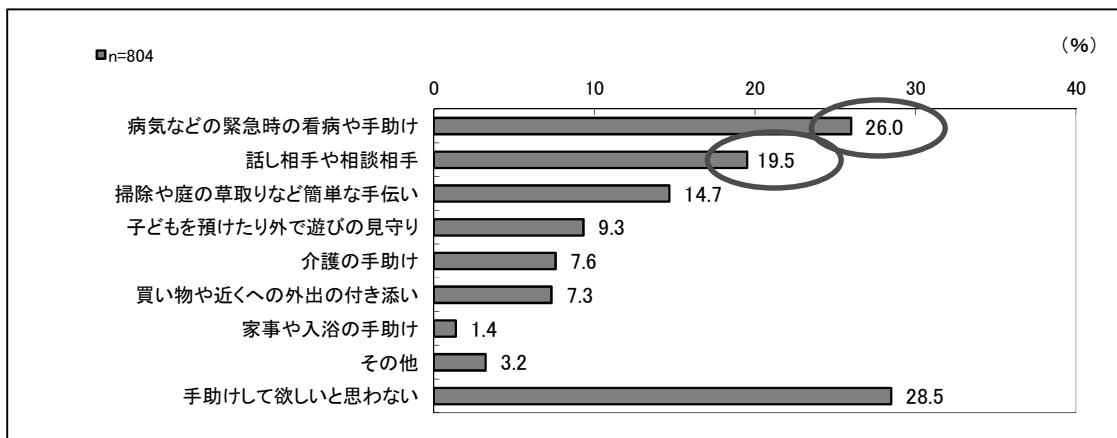
地域福祉活動における市民と行政の関係について、「市民も行政も協働してともに取り組むべき」が4割強で最も多くなっています。しかし、「行政が担当し、足りない部分を市民が協力」と回答する割合が25.9%、「行政が担当するべきで、市民は協力しない」が4.6%など、いわゆる“公助”に依存する考え方も一定程度存在しています。自助・互助・共助・公助の役割を踏まえた、地域における支え合い・助け合い活動を促進していくため、意識啓発や体制づくりなど、各地域の実態に合った仕組みづくりが課題となっています。



(5) 「手助けしてほしい」と思うこと

今後、近所付き合いの中で、ボランティアや近隣住民に「手助けしてほしい」と思うことはあるか伺ったところ、「病気などの緊急時の看病や手助け」が26.0%で最も多く、次いで「話し相手や相談相手」(19.5%)、「掃除や庭の草取りなど簡単な手伝い」(14.7%)などの順となりました。

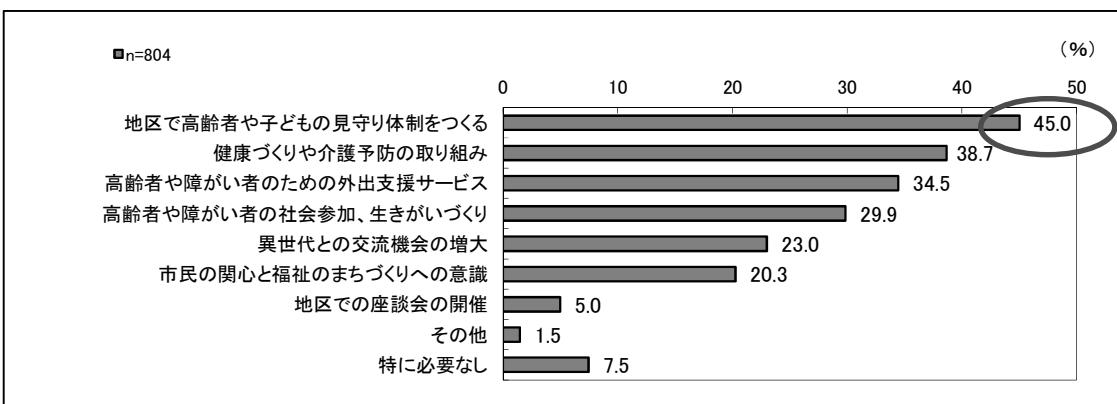
近所づきあいが薄れていく現代にあって、日頃の付き合いやいざという時の助け合いのためにも、近隣との関係性を改めて見つめなおしていく時期にあると言えます。



(6) 安心して暮らすために必要なこと

安心して暮らすために必要なことについては、「地区で高齢者や子どもの見守り体制をつくる」が5割弱で最も多くなっています。

見守り体制を構築していくためには、声かけやあいさつなど、日頃の何気ない行動が重要であり、地域福祉を推進していくために最も基本的な行動だとと言えます。



第3章 福祉関係団体調査にみる課題

1 調査概要

本市の地域福祉を担う中核的な8団体を中心に、アンケート調査への記入・回収の後、ヒアリング調査を実施しました。実施概要は以下の通りです。

図表 アンケートの実施概要

項目	内容
調査対象	吉野川市内の福祉主要団体
配布数	8
調査方法	郵送法
調査時期	平成 29 年 8 月
調査地域	吉野川市全域
有効回収数	8
有効回収率	100.0%
ヒアリング	平成29年8月24日及び8月29日

2 調査結果

図表 調査団体一覧

ヒアリング日	団体名
平成 29 年 8 月 24 日	吉野川市社会福祉協議会
	吉野川市身体障害者連合会
	吉野川市民生委員児童委員協議会
	吉野川市婦人団体連合会
	吉野川市ボランティア連絡協議会
	吉野川市シルバー人材センター
	吉野川市老人クラブ連合会
平成 29 年 8 月 29 日	吉野川市手をつなぐ育成会

3 福祉関係団体調査からみえる主な課題（意見概要）

（1）吉野川市社会福祉協議会

- 活動の中心となっている人の多くが75歳以上の高齢者である。リーダーの高齢化と兼任が近い将来問題となる。団塊の世代※を地域福祉にどう巻き込んでいくかが課題。
- 全体の収入減に比例し、地区への配分による予算も減っている。また、少ない予算の中で地域福祉活動計画を実施しているため、実行委員から不満がでている。
- 地区社協については歴史の長さもあり、活動の仕方が異なっているので、運用については自主性を重んじている。
- 事業の多くが市役所からの委託事業であり、職員数の問題もあり、自主事業をするのは難しい。また自主財源は会費と共同募金であるが、近年減少傾向にある。
- 事業内容に変化がなく慣習的になっている面もあるため、取組を評価し、時代にあった事業に改善していきたい。
- 地域によっては夜に使える公共施設が無い。地区社協の会議は夜に行うことが多いため、拠点の充実が課題となっている。

（2）吉野川市身体障害者連合会

- 会員が年々減少傾向にあり、新規で入会する方がいない。個人情報保護の影響もあり、勧誘できる機会が減っている。周知の機会を増やして欲しい。
- 難病指定はあるけど障がい者手帳は持っていない人もいる。
- 会員でなければ、新しい制度ができても、情報を得られていない場合がある。
- 総会等に参加できないことから、会員になることに消極的な人も多い。
- 引きこもりを防ぐ対策、料理講習会、スポーツ大会等様々な事業を行っている。スポーツ大会には中学生ボランティアに参加してもらっている。市役所や社協も参加してほしい。
- 社協、地区社協の活動にも参加させてもらい協働して取組を行っている。
- 吉野川市の身障連は県下でも独自の取り組みができている。
- 障がい者用駐車場に、利用すべきでない人が停めていることについて、マナーの啓発をしているがまだまだ浸透していない。
- 災害時の避難場所、避難方法や連絡方法について周知の強化をしてほしい。

(3) 吉野川市民生委員児童委員協議会

- 地区によって活動に違いがある。
- 災害時支援における避難行動要支援者名簿について、よりスムーズな運用ができるようになってほしい。
- 地域の人や、婦人会・自主防災会などの各種団体ともっと連携をし、地域で見守る体制づくりを進めてほしい。
- 民生委員・児童委員は仕事が多いと感じている。
- 人口減少により消滅する集落がたくさん出てきそうだと感じている。若い世代の移住が望まれる。
- 廃校・休校の活用を考えていくといいと思う。
- 移住者は自治会に入らないことが多いが、地域のコミュニケーション、子育てにおけるメリットを考えれば、入ることが望ましいと思う。自治会に入ってもらえるような周知をしてほしい。
- 地区のサロンは人気があるが、高齢者等はどうしても移動手段に制限があり、民生委員・児童委員が連れて回ることがあるが、もしもの時は責任問題になる。移動手段が充実すればいいと思う。
- 歩いていけるごく小さい地域でサロンを行うといい。

(4) 吉野川市婦人団体連合会

- 市内に全12団体。活動内容は団体によって異なっている。
- 一部婦人会では一人暮らしの高齢者の食事会を行っていて、そこでの高齢者は若い人と触れ合うことでとても喜んでいる。
- 高齢者が子どもと接する機会が少なくなっているので、何とかしてあげたい。
- 小学校の運動会は、子どもや孫がいる間は参加するが、いなくなれば参加しなくなってしまう。
- 行事に参加しない高齢者が多く、集まる人がいつも同じである。高齢者は移動手段の問題があるので、食事会ではバスを利用するようになった。
- 会員の減少が顕著となっており、休止している婦人会もある。
- 婦人会は色々な活動に関わっているため、役員は兼任業務が多く負担となっている。
- 防災の活動として、アルファ米※の説明を行ったりしている。

(5) 吉野川市ボランティア連絡協議会

- 市内5団体で構成されている。介護施設のボランティア、地域のイベントの手伝い、災害ボランティア、演芸による高齢者とのふれあい、昔の遊びの伝承活動など、活動内容は各団体で異なっている。
- ボランティア会員の高齢化と事業の慣習化が進んでいる。一部団体は、平均年齢が80歳以上である。
- 若い人がボランティアに誰もおらず、何とかしたい。
- 災害ボランティアについては、受け入れする側の作業が容易でなく、市役所は本当に大変になると思う。
- 一人暮らしの高齢者などの情報が入らなくなった。これではそういった方をいざ助けるというときにできない。個人情報保護の問題が影を落としている。ひとり暮らし高齢者がどこに住んでいるのかもわからない。

(6) 吉野川市シルバー人材センター

- 会員数が減ってきてている。会員の確保が一番難しく、若い人が入ってこないため高齢化が進んでいる。
- 草刈、剪定を行う会員に対しては、研修を行っている。
- 大規模農園が多いところは農業関係の仕事を請け負うことが多い。農業の担い手不足は深刻と感じる。
- 働くことに意欲がある人は多いが、会員の中で、休む人が多くなっている現状もある。
- 連携については、徳島県シルバー人材センター連合会とは研修などがあるが、それ以外は特はない。
- 会員数は減ってきているが、受注件数は横ばいであり、契約金額は上昇傾向。(シルバー派遣事業が順調)
- 今後伸ばしていくとするなら、派遣事業や介護事業が考えられる。

(7) 吉野川市老人クラブ連合会

- 地域福祉の色々な活動に関わり貢献している。閉じこもり防止のためのローリングなど。
- 会員が減ってきてている。昔は60代で老人クラブに入るのが当たり前だったが、今は70代になっても入ってこない。旅行などの娯楽が個人ででき

るようになったため、加入するほどの魅力が少なくなっているのかもしれない。平均年齢が80歳を超えるクラブもある。

- 高齢者はパソコンを使える人がほとんどいない。また計画を立て、伝達することも容易ではないため、老人クラブの事務的な仕事を地域の拠点施設が担ってほしい。
- 地域のしがらみが多く、地域をまとめていくのは困難である。
- お世話をする人が少なくなっているため、各団体でそれぞれの活動をしていくことには限界がある。新しい仕組み、組織を考え、機能していくようにしていってほしい。
- リーダーがいればついてくる人はいるが、老人クラブの会長は大変忙しく、事務局機能を一手に担っている。比較的若い会員でも、役員になるのは消極的。
- 「老人会（老人クラブ）」という言葉に抵抗がある。

（8）吉野川市手をつなぐ育成会

- 知的障がいのある方の保護者が活動している。
- 加入者数の推移は今のところ横ばいである。会員の増加啓発について、小学校を訪問したり、支援学級を訪問するなど取り組んでいきたい。
- 会員を広げることによって市から委託されている相談員業務につなげていくことが理想的である。
- 高齢化によって、積極的な活動が難しくなっている。
- SNS等を利用した情報発信をしていくなど、活動の仕方を変えることで若い世代や、入りたいという人につなげていくことができると思う。育成会の市町村部会でそういう動きがある。
- ホームページを活用するのも人によってはできないし、皆自分に関連する範囲しか関心がなかったりして、そこから抜け出せない現状がある。子どもからお年寄りまで幅広くカバーすることが課題。
- 障害者差別解消法が施行されたが、起こった事例に対し、ある程度の知識を持って中立の立場で意見できる機関があつて欲しい。

第4章 福祉・保健関連分野における主な取り組み

1 高齢者保健福祉・介護保険事業分野

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が増加し続ける中、将来的に医療や介護サービスを利用する人が増え、大きな負担となる可能性が問題視されています。

このため、地域包括ケアシステム^{*}を中心とした、介護予防^{*}及び重度化防止に力を入れた取り組みとともに、保健・福祉、介護・リハビリテーション、医療・看護が連携し、一体的に提供される体制づくりを進め、「住み慣れた地域での生活を継続できる」在宅医療を推進しています。

(2) 認知症対策の推進

本市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、平成28年4月から「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、適切な医療・介護等が受けられる対応を整えています。今後も認知症高齢者が増加していくことが見込まれるため、家族支援や認知症サポーター^{*}の養成など、全市的な取り組みを推進していきます。



「医療」、「介護」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【すまいとすまい方】

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマル^{*}な支援まで幅広く、担い手も多様。

【介護・医療・予防】

個々人の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される(有機的に連携し、一体的に提供)。ケアマネジメント^{*}に基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

2 障がい福祉分野

障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、平成30年4月1日から施行されます。障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、障がい児に対するきめ細かな対応を図ることを目的に、サービスの充実が図られていくことになります。

本市では、法律改正を踏まえ、平成29年度に障がい福祉計画の見直しを行い、「吉野川市第5期障がい福祉計画」を策定しました。必要なサービスを必要な時に受けられる体制の確保はもとより、児童発達支援センターの設置を検討しており、障がい児の福祉サービスの充実に努めていくこととしています。継続的な計画の見直しとともに、障がい者の住みやすいまちづくりを推進しています。

改正障害者総合支援法・改正児童福祉法の概要

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- (1) 「自立生活援助」の新設
- (2) 「就労定着支援」の新設
- (3) 重度訪問介護の院内利用への拡充
- (4) 介護保険の利用者負担の障がい福祉償還の創設

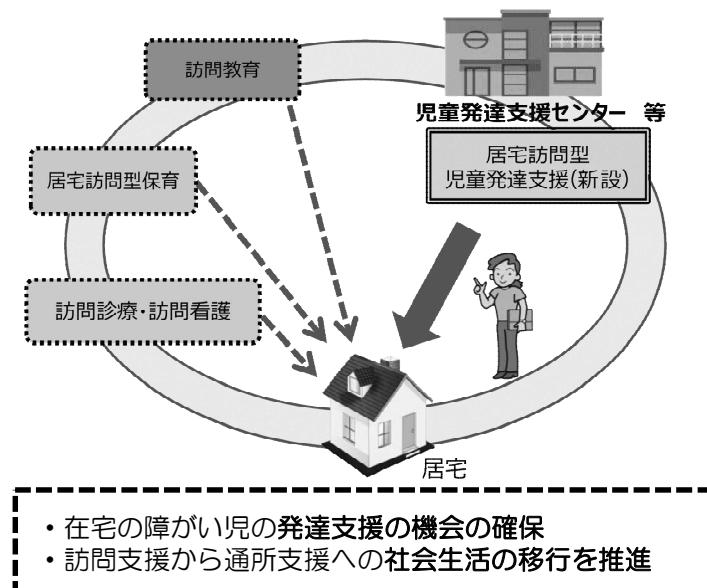
2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 「居宅訪問による児童発達支援」の新設
- (2) 保育所等訪問支援の乳児院・児童養護施設への拡充
- (3) 医療的ケア児への自治体における保健・医療・福祉等の連携促進
- (4) 自治体における障がい児福祉計画の策定

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児への補装具の貸与活用の拡充
- (2) 都道府県による事業所情報公表制度の創設と、自治体による調査事務・審査事務の効率化

「居宅訪問による児童発達支援」のイメージ図



3 子ども・子育て支援分野

本市では、平成27年3月に、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもも親も みんなが笑顔で 夢紡ぐまち 吉野川」という基本理念を掲げています。この計画では、地域における子育て支援を推進していくこととしており、地域、教育現場、家庭など、子どもの健全育成を図っていくための環境整備を進めています。また、母子保健や生活環境、安全対策、要保護児童への支援など、網羅的な対策を打ち出し、推進しているところです。

本市の子どもの数は年々減少しており、今後も減少していくことが見込まれています。子どもを産みやすく、育てやすい環境づくりは本市にとって最重要課題の一つと言える中、育児と介護のダブルケア※等への対策や、育児中でも働きやすい環境整備、ひとり親家庭や子どもがいる生活困窮世帯への支援など、子育て世代を地域社会全体で温かくサポートしていくけるまちづくりを推進していく必要があります。

4 保健・医療分野

健康づくりの主役は『市民』です。健康づくりを推進し、生活習慣病を予防するためには市民が主体的に保健行動を起こし、健康増進に取り組むことが大切です。

本市では、学校教育機関・職域・医療機関など様々な関係機関と連携しながら、ライフステージ※ごとに健康増進につながる対策を行える環境基盤整備を推進するとともに、食育や心の健康保持など、すべての吉野川市民が力を合わせて、健康で心豊かにいきいきと暮らせるまちをめざしています。

また、近年、病床数と入院医療費の相関関係（病床数が多いと入院医療費が高くなる）が注目される中、徳島県では「徳島県地域医療構想」において、「病床機能の分化・連携」、「在宅医療等の充実」、「医療従事者の確保・養成」を大きな施策の柱に掲げています。

本市においては、介護をはじめあらゆる福祉分野と医療との連携を今後も推進していきます。

5 防災分野

市の中心部は低地における宅地が数多く分布しており、大雨による洪水時ににおいては河川の増水によって浸水被害が起こりやすい状況となっています。

直近の大規模災害としては、平成 16 年 10 月の台風 23 号によって、死者 1 名、床上浸水 197 戸、床下浸水 500 戸の被害が発生し、災害救助法の適用を受けています。美郷地区においては、大雨による山腹崩落によって一部集落が孤立するなどの被害が発生しました。

また、過去に本市に影響を与え、将来的に起こりうる地震として、南海トラフ※を震源とする海溝型の大型地震があります。長期的な評価として、地震規模 M8~9 クラスで、今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度とされており、発生が危惧されています。

また、本市付近で内陸型地震が発生した場合、本市に大きな影響を与えると思われる断層は吉野川沿岸の中央構造線活断層帯のもので、それらの活断層の多くは吉野川北岸を東西に横切っています。そのほか、本市鴨島町から徳島市国府町にかけて約 10 Km にわたって横切るように存在しているものに、上浦一西月ノ宮断層があります。これらの断層が内陸型地震をもたらす可能性も考えられます。

近年の全国的に頻発している大規模自然災害の発生は、高齢者、障がい者、子どもなど、災害時に支援を要する人たちが多く犠牲になっています。避難する際の行動支援や、避難所のあり方など、災害時の対応に備えることはもとより、災害が発生してから迅速に行動できるようにするためにも、普段からの地域における支え合いの風土を根付かせていくことが必要です。

第5章 地域福祉を推進する上での基本課題

1 新たな時代に対応した地域福祉のあり方

社会福祉法が改正され、地域福祉のあり方はこれまでと大きく変化したと言えます。これまでには、高齢者、児童、障がい者など、対象者ごとに分類され、各分野において施策が展開され、充実されてきました。

しかし、人口減少時代に入り、今後も少子高齢化が進んでいくことが見込まれる中、共働き世帯の増加、核家族化の進行、独居・夫婦二人高齢者世帯の増加、情報の制限、地域のつながりの希薄化等により、地域内の支援力が低下している状況がみられます。

また、育児と介護の同時進行（ダブルケア）や引きこもりなど、制度の狭間にあるがために、支援が行き届かずに悩まれているような、複雑な条件の方も存在しています。一方で、福祉の担い手は現在でも人手不足の状況で、福祉に関する需要（支援ニーズ）と供給（福祉人材）のギャップも広がりつつあります。

地域福祉は地域内の支援力であり、分野横断的な課題への対応とともに、自助・互助・共助・公助の役割分担を踏まえ、福祉の担い手を育成・支援し、対象者の状況に応じた包括的な相談や支援が行える仕組みに転じていく必要があります。

改正社会福祉法における地域福祉

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

2 福祉分野共通の課題

今回のアンケート調査結果では、安心して地域で暮らしていくために、「見守り体制」や「病気などの緊急時の看病や手助け」などの項目が上位に挙げられました。地域住民における日頃のあいさつや声かけなど、つながりの重要性が再認識されるとともに、本市における共通課題と認識できます。

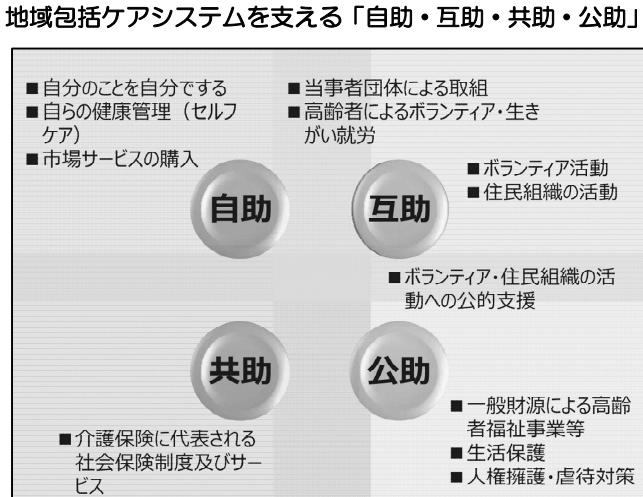
一方、福祉関係団体調査では、構成員の高齢化、予算不足、人材不足、制度の狭間の人への支援、情報不足、個人情報保護による情報制約、災害時対策、移動手段の確保、公共施設の活用不足、地域のしがらみ、ICT※機器の不慣れ、若い世代の参加減少など、共通の課題が浮き彫りになりました。

上記の他、就労支援や生活困窮者対策、住まいへの支援、自殺対策、後見人制度の普及、虐待問題等、各福祉分野における共通の課題も存在しており、これらの共通課題に対応していくことが今後重要となってきます。

3 地域における包括的な支援体制の構築

福祉の担い手不足と支援ニーズの増加による、需給ギャップの差を埋めていくためには、医療や介護、生活支援など、様々な情報が集約され、情報提供ができる全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築していくことが必要です。

また、福祉や医療を担う専門職の不足は一朝一夕に解決できる課題ではないことから、専門職を補完するような人材を地域ごとに育成していくことも重要です。高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等の分野の垣根を越えた、複数分野の困りごとを相談でき、状況に応じて専門家につないだり、必要な情報やサービスを提供したりできるワンストップ※の相談・支援機関の存在は、地域福祉を推進するうえで、今後重要な役割を担っていくことが期待されます。



資料：地域包括ケア研究会

本市においても、介護・高齢者分野の地域包括支援センターをはじめ、各種の福祉に関する相談窓口はありますが、あらゆる福祉分野の相談がワンストップでできる相談窓口の創設について、るべき姿を描き、関係者とともに地域特性に合った包括的な支援体制を構築していくことが必要です。

III 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方と施策体系

1 基本理念

アンケート調査結果や福祉団体調査、福祉分野の個別計画等において、本市において現在不足しているものの、多くの人がその重要性を認識しているのが、普段の生活における「あいさつ」や「声かけ」です。

本市がこれまで目標としてきた、一人ひとりが幸せを実感できるような地域福祉を推進していくためには、自分や家族だけでなく、近隣の人や顔見知りの人を気にかけ、声をかけあい、必要であれば手を差しのべあえる関係を構築していくことが最も重要だと捉え、第2期計画の基本理念を以下のように定めます。

みんなの絆と地域の力で育む

心豊かな吉野川市

2 基本目標

(1) 各分野横断的な共通課題への対応

福祉分野における共通課題に対して、分野横断的に取り組める体制を構築し、一つずつ関係機関と連携しながら解決策を打ち出し、総合的に取り組みます。

(2) 包括的な支援体制の整備推進

今まで以上に専門家や関係団体との情報集約と連携・共有を図り、地域特性を踏まえ、全世代・全対象型の地域包括支援体制の構築を図ります。

(3) 地域福祉の意識づくりと人づくり（自助・互助）

地域福祉に関する自助・互助の意識向上と担い手の育成を推進します。

(4) 地域福祉を担う団体の支援（公助）

地域福祉を担う団体等への支援を推進します。

(5) 地域福祉の情報提供と各種サービスの充実（公助）

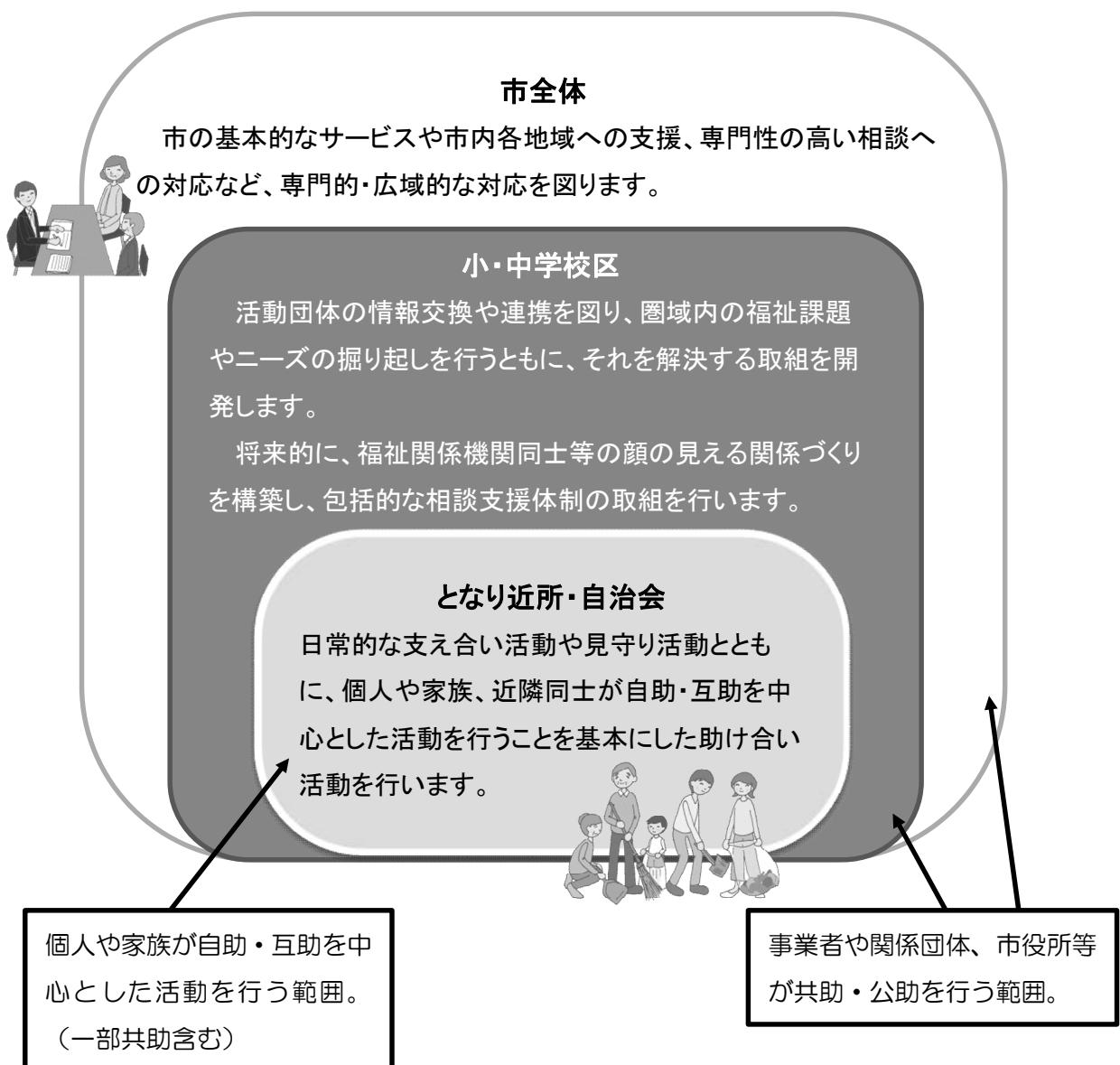
地域福祉の情報提供と各種サービスの充実を図ります。

3 地域福祉推進のための圏域設定の考え方

支援を必要とする市民へのサービスの提供や市民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、自助・互助・共助・公助の各機能が適切に機能する範囲で、それぞれの実態に合った資源や仕組みを構築していくことが必要です。

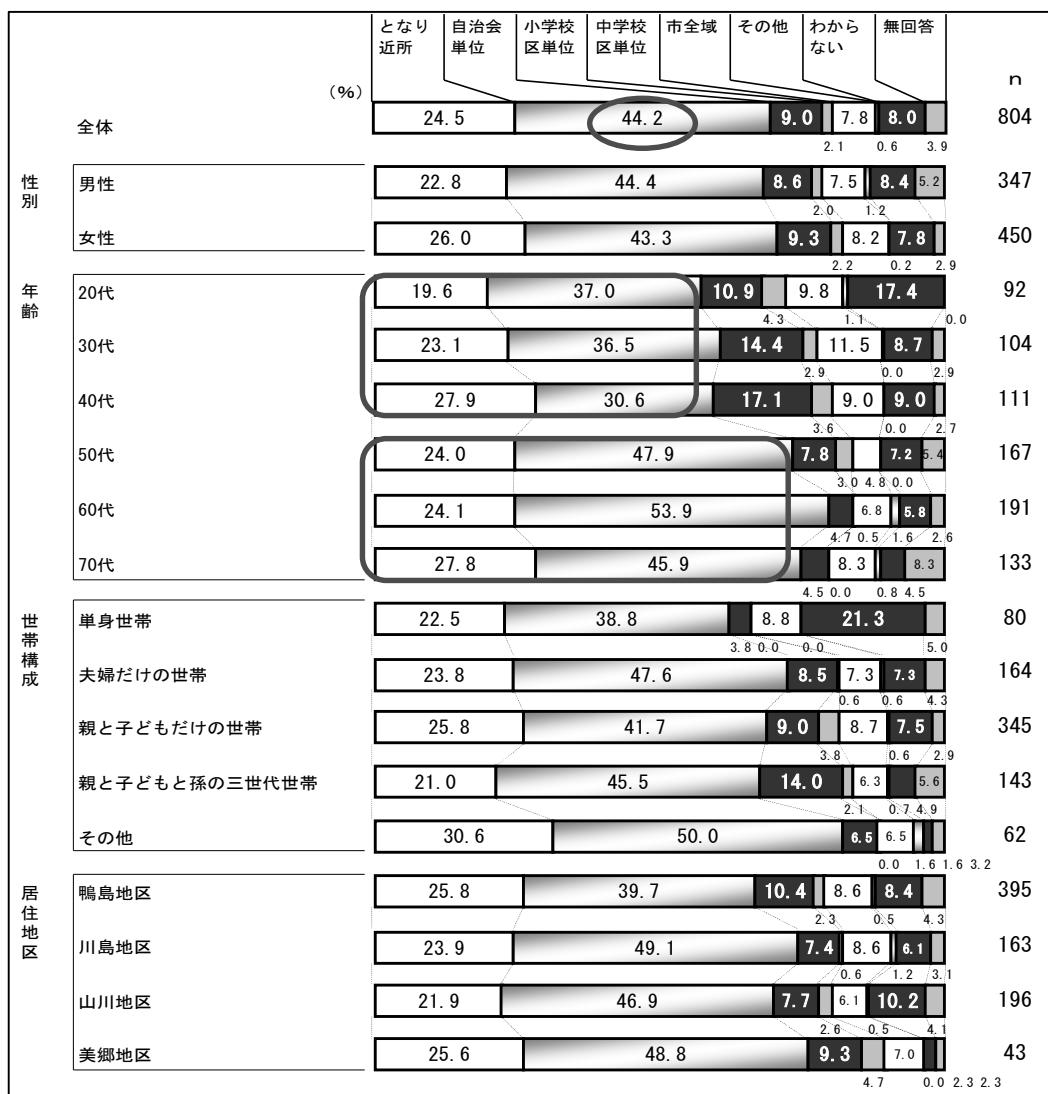
このため、市域の広がりの状況をふまえ、施設整備面において、市民の誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、地域福祉の担い手である市民が利用しやすい、参加しやすい面的な整備の考え方が必要となってきます。

地域福祉推進の圏域設定イメージ



<参考>

市民アンケートにおいて、市民が互いに助け合いの活動ができる「地域」とはどこまでを指すと思うかを尋ねたところ、「地域」の範囲については「自治会単位」が4割強で最も多くなっています。また年齢別では、20代～40代では「自治会単位」と「となり近所」が全体の6割弱になっているのに対して、50代以上では7割強となっており、比較的高い年齢層では「地域」の範囲が狭くなる傾向がみられます。



4 施策の体系

基本理念に基づき、以下のような施策体系で取り組みます。

基本理念	基本目標	施策
みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市	1 各分野横断的な 共通課題への対応	1-1 見守り活動の体制づくり 1-2 生活困窮者対策・自殺予防 1-3 制度の狭間への対応 1-4 就労支援 1-5 住まいの支援 1-6 権利擁護の推進・虐待への対応 1-7 福祉拠点の整備と移動手段の確保 1-8 防災・防犯対策の推進 1-9 人権対策
	2 包括的な支援体 制の整備推進	2-1 総合的な相談体制・ケアマネジメント機 能の充実 2-2 地域における身近な相談機能の充実
	3 地域福祉の意識 づくりと人づくり (自助・互助)	3-1 地域全体で支えあう意識の醸成 3-2 健康づくり・介護予防の充実
	4 地域福祉を担う 団体の支援(共助)	4-1 サービス事業者やNPO活動の育成 4-2 ボランティア活動の活性化 4-3 各種福祉団体の情報発信の支援
	5 地域福祉の情報 提供と各種サービ スの充実(公助)	5-1 適切かつ広範な情報提供体制の整備充 実 5-2 良質で多様なサービス供給の仕組みづ くり

IV 地域福祉推進のための施策の方向

第1章 各分野横断的な共通課題への対応

1－1 見守り活動の体制づくり

【施策方針】

災害時要支援者、子ども、高齢者、障がい者など、地域における見守りが必要な人は数多くいます。何らかの支援を必要とする人にとって最も身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮しつつ推進します。

安心して地域で暮らし続けていくことができるよう、地域内における住民相互の見守り・声かけを引き続き推進していくとともに、支援を必要とする人に対しても、専門的な相談窓口等へつなげていきます。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者等の見守り支援	地域における見守りや身近な相談相手として、地域住民の一員として、困っている人を行政や専門機関へつなぐ橋渡し役として、相手に寄り添う活動を続けています。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 小地域ネットワーク活動	民生委員・児童委員をはじめ、地区協による小地域福祉ネットワークづくり推進事業では推進委員や協力員、老人クラブによる友愛訪問活動では友愛訪問員の三者が、それぞれ連携を図りながら地域の見守り活動を実施しています。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260 ・ 社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
3 登下校時の見守り・声かけ活動	地域福祉活動計画に基づき、川島地区・山川地区実行委員会では、毎月1回登校時に、見守り・あいさつ運動を実施しています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528

主な取組	概要	担当課
4 子どもの見守り活動	子どもたちが安全で安心して教育が受けられ、学校や通学路の子どもの安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体と連携を図りながら、地域社会全体で子どもの安全を見守ります。	学校教育課 ☎0883-22-2273 FAX0883-22-2270
5 地域介護予防活動支援事業（介護予防センター・認知症センター養成）	地域において介護予防活動を広げていくためのリーダーとして活躍するための知識、技術等を習得してもらうための研修会の開催をすると共に、過去に養成したセンターを対象にフォローアップ研修やアドバイスを行っています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
6 高齢者見守りネットワーク推進事業	民間事業所と市が連携し、地域に暮らす高齢者の異変に早期に気づき対応支援を行えるよう見守り体制を構築し、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう地域全体で高齢者を見守り支え合う仕組みづくりを支援します。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
7 高齢者緊急通報装置貸与事業	慢性的な疾患（心臓病等）があり常時見守り等が必要と思われる在宅一人暮らし高齢者及び身体障がい者等に対して緊急通報装置を貸与することで、急病や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260

1－2 生活困窮者対策・自殺予防

【施策方針】

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度※」が開始されました。本市でも、本制度に基づいて相談窓口を設置し、仕事や生活の困りごとを抱えた人に対してそれぞれ支援プランを作成し、専門の支援員が状況を踏まえて専門機関と連携しながら解決に向けた支援を行っています。

貧困状態にある世帯や子どもを早期に発見し、適切な支援を行うためには、地域からの働きかけが重要です。また、日々の生活から過度なストレスを感じたり、課題を抱えている人を発見し、支援窓口につなぐなど、生活困窮者への支援を推進します。

平成19年の「自殺総合対策大綱」の策定以降、国を挙げた自殺対策を推進してきましたが、社会情勢の変化を踏まえ、平成29年7月に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。これにより、「地域レベルの実践的な取組の更なる推進」や「若者の自殺対策、勤務問題による自殺対策の更なる推進」等を通じ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」としています。

本市においても徳島県などと連携しつつ、各事業の相談体制の中で、悩みを抱えている人を1人でも減らし、こころの健康づくりを進め、自殺予防に努めています。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談支援を実施し、関係機関への取次や支援プランの作成、家計管理の指導、債務にかかる相談などの措置を講ずることで自立促進を図っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2262 FAX0883-22-2260
2 生活困窮者住居確保給付金事業	離職により生活に困窮して住居を失った人や、または住居を失う恐れの高い人に、安定した就職活動ができるよう家賃相当の給付金を有期で支給することで自立促進を図っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2262 FAX0883-22-2260

主な取組	概要	担当課
3 生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯などを対象として、資金貸付と相談・支援を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図っています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
4 就学援助費扶助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に對し就学援助費を交付することにより、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に努めています。	学校教育課 ☎0883-22-2273 FAX0883-22-2270
5 自殺予防の推進	健康よしのがわに自殺死亡率を減少させる目標を盛り込み、種々の保健事業の場で、こころの健康等についての教育や情報提供を実施しています。	健康推進課 ☎0883-22-2268 FAX0883-22-2245
6 こころの相談	うつ病や心の悩みを抱えている人に對して隨時、相談を実施しています。必要に応じて、関係機関と連携を図っています。	健康推進課 ☎0883-22-2268 FAX0883-22-2245
7 各種相談事業	日常生活をする上でのさまざまな悩みに対し、正確かつ迅速な対応ができるよう、関係部局・機関と連携を図り、適切な制度やサービスの提供を行うことで、こころの健康づくりを進めます。	健康福祉部各課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260

1－3 制度の狭間への対応

【施策方針】

これまでの福祉制度は、高齢者福祉や障がい者福祉、子ども・子育て支援など、対象者ごとの分野別のサービスを提供してきました。しかし、医療の進歩による長寿命化や社会情勢の変化などにより、障がいのある子どもの介助者の高齢化問題や子どもを育てながら高齢者の介護をする「ダブルケア」など、複合化した生活課題が明らかになっています。このような課題に対して一つの分野だけで対応するには限界が生じており、個別のケースに応じた対応が求められることもあります。また、課題を抱える人が地域の中で孤立し、相談できないという事態にも配慮していく必要があります。

制度の狭間で悩み事を抱える人に対して、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、制度の狭間で苦しんでいる人を限りなくゼロにしていくよう努めます。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 生活支援体制整備事業	地域包括支援センターでは、民間企業、社会福祉法人、NPO※法人及びボランティア等が独自で行っているサービスを把握し、地域に不足するサービスを創出し在宅で生活する高齢者に対して、公的サービス以外のサービスを組み合わせ多様なサービスを提供する仕組みを構築し、高齢者等を支える地域の支え合いの体制づくりを実施していくにあたり、生活支援体制整備(生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置等)の充実強化を図ります。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260

主な取組	概要	担当課
2 地域包括支援センター等の既存の相談支援機関との連携強化	<p>地域包括支援センターでは、高齢者人口の増加に伴う相談件数や困難事例の増加等や認知症支援の充実、医療・介護連携の推進、地域ケア会議の充実など多くの役割を担っており、人員体制を検討し、対策を行っています。地域包括支援センターの業務の負担軽減のため、在宅介護支援センターと連携しながら、一層の充実を図っています。</p>	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
3 地域福祉団体等との連携強化	<p>地域福祉活動を行う団体等の運営を支援し、活動に関する助言を行うとともに、多岐にわたる生活課題を解決するため綿密な連携を行っていきます。</p>	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260 • 社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528

1－4 就労支援

【施策方針】

就労による経済的な自立が社会的な自立を促すことにつながり、生きがいづくりにもつながります。障がいの有無や年齢・性別等に関わらず、働く意欲のあるすべての市民が就労の機会を得て、安定した収入と自立した生活を送ることができるよう、就労環境の整備やマッチングに努めます。

また、平成28年4月から施行された「女性活躍推進法」や、平成30年4月から施行された障がい者の法定雇用率の引き上げ等についても周知を進めていきます。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	生活困窮者からの就労その他の自立に関する相談支援を実施し、関係機関への取次や支援プランの作成、家計管理の指導、債務にかかる相談などの措置を講ずることで自立促進を図っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2262 FAX0883-22-2260
2 ひとり親家庭の就労状況と母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者に対し、個別に面談を実施し、本人の生活状況・就業への意欲、資格取得への取組等について状況を把握し、個々の状況に応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定し、策定後の状況も継続的にフォローすることで自立促進を図ります。	子ども相談室 ☎0883-22-2267 FAX0883-22-2245
3 就職マッチングフェア &ふれあい就職面接会	吉野川地域の企業の人材確保及び求職者の就職支援のための「就職マッチングフェア」と合わせて、「ふれあい就職面接会」を開催し、障がい者の法定雇用率の達成および雇用促進を図っています。	商工観光課 ☎0883-22-2226 FAX0883-22-2237
4 女性活躍推進法の推進計画の策定	男女共同参画社会基本法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進についての行動計画や支援措置を、吉野川市男女共同参画基本計画に包含して策定することで、男女の人権が尊重される社会づくりをめざします。	人権課 ☎0883-22-2229 FAX0883-22-2247

1－5 住まいの支援

【施策方針】

可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくためには、ライフステージに合わせた居住環境の整備が必要です。高齢者に対しては、その身体や生活の状況に応じた住宅の改修を行うことで、可能な限り住み慣れたところで生活を送れるように努め、障がいのある人についても必要な改修を行うことで、在宅での生活が可能となるよう努めます。また、住宅の改修が必要と判断される人に対し、福祉サービス等を提供し、住み慣れた地域での生活を支援していきます。生活困窮世帯に対しては、就労支援等と合わせて居住環境の提供に努めます。さらに、若年人口の減少が著しい本市にあっては、若者の移住・定住を促進するための住宅施策も講じていきます。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 介護保険・住宅改修費の支給サービス	要支援・要介護認定者を対象に、在宅でより安全な生活が送れるように小規模な住宅改修に対して住宅改修費が支給されます。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
2 日常生活用具給付等事業による住宅改修への支援	在宅の重度身体障がい者等に対し、日常生活に支障のある段差等の改修に要する費用を給付します。	社会福祉課 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260
3 高齢者・重度身体障がい者住宅改造助成事業	日常生活で何らかの介助を要する高齢者や重度身体障がい者のいる所得税非課税世帯において、トイレ・風呂等の改造に要する助成を行います。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260
4 生活困窮者住居確保給付金事業【再掲】	離職により生活に困窮して住居を失った人や、または住居を失う恐れの高い人に、安定した就職活動ができるよう家賃相当の給付金を有期で支給することで自立促進を図っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2262 FAX0883-22-2260

主な取組	概要	担当課
5 吉野川市木造住宅耐震化促進事業	耐震診断の実施により、耐震性が不足すると判定された木造住宅について、耐震化工事を行う場合、その費用の一部を助成し、地震時の住宅倒壊等による人的被害の軽減を図っています。	建築営繕室 ☎0883-22-2224 FAX0883-22-2246
6 高齢者等住宅等安心確保事業	県営住宅にある高齢者専用住宅に対し、生活援助員を派遣する事により24時間体制での緊急通報や様々な相談事や関係機関との連絡調整を図り、入居者が安心して日常生活を送れるように支援しています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
7 吉野川市来て観て住んで事業	子育て世代の支援、移住・定住の促進等のため、40歳未満の若者の住宅取得を支援しています。	企画財政課 ☎0883-22-2221 FAX0883-22-2244
8 吉野川市新婚世帯家賃補助事業	市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し、家賃の一部を補助します。	企画財政課 ☎0883-22-2221 FAX0883-22-2244
9 転入世帯家賃補助事業	吉野川市における企業誘致及び定住促進を図るため、市内に新設、増設又は移設する事業所に転勤等を行い、市内の民間賃貸住宅に居住する人の属する世帯に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	商工観光課 ☎0883-22-2226 FAX0883-22-2237

1－6 権利擁護の推進・虐待への対応

【施策方針】

近年、高齢者のひとり暮らし世帯、あるいは高齢者のみの夫婦世帯が増加しており、高齢者を標的とした悪質な訪問販売等の消費者被害も増えています。高齢者に限らず、児童、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人を支援するための成年後見制度※や日常生活自立支援事業など、権利擁護※のための制度は整備されつつありますが、利用者は少ないのが現状です。

市民アンケートでも、「児童や高齢者への虐待、家庭内暴力を知った場合に、市など公的機関に速やかに通報する義務が市民にあることを知っているか」という問い合わせに対して、35.2%が「知らなかった」と回答しています。また、「成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業」の認知度については、「制度の内容まで知っている」割合は21.8%にとどまっています。

社会的に弱い立場にある人の権利や財産等を守り、被害に遭わないようにするため、各取組の周知拡大と推進を図る必要があります。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者の虐待防止、虐待を受けた高齢者の適切な保護及び養護者※への指導、支援を迅速に行うため、関係機関、団体との連携強化を図り、ネットワーク整備を図っています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260 ・ 社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 障がい者虐待防止センター	社会福祉課内に障がい者の虐待防止センターを設置しています。また、夜間休日の対応として委託事業所に通報・届出受理の24時間体制を確保し、一時保護のための居室の確保を行っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260
3 日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行っています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528

主な取組	概要	担当課
4 成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障のある方で、成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な方にその費用を助成することで制度の利用を支援し、尊厳を持ってその人らしい生活を送ることができるよう支援します。	社会福祉課 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260 ・ 介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260

虐待が疑われるときの連絡先

児童虐待が 疑われるときは	全国児童相談所共通ダイヤル ☎ 189 (24時間)
	吉野川市子ども相談室 ☎ 0883-22-2267 FAX 0883-22-2245 (平日 9時00分～16時45分)
高齢者虐待が 疑われるときは	吉野川市地域包括支援センター ☎ 0883-22-2265 FAX 0883-22-2260 (平日 8時30分～17時15分)
障がい者虐待が 疑われるときは	吉野川市障がい者虐待防止センター (市社会福祉課内) ☎ 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260 (平日 8時30分～17時15分)
	障害者支援施設 野菊の里 ☎ 0883-24-6168 FAX 0883-24-6144 (平日夜間17時15分～翌8時30分、 土日祝日、年末年始)
緊急の場合は	☎ 110 (24時間)

1－7 福祉拠点の整備と移動手段の確保

【施策方針】

本市には、既存の公共施設を拠点とした子育て拠点や相談拠点、防災拠点など種々の拠点が点在しています。地域の人々の交流や地域福祉活動を進めいく上で必要不可欠であることから、必要に応じて計画的に施設の改修・整備を推進していく必要があります。

また、市民アンケート調査結果では、「福祉のまちづくりのために取り組んでほしいこと」として、「外出時の交通手段の充実」が44.7%で第2位の回答となっており、特に山川地区と美郷地区では第1位回答になっているなど、日常的な移動手段の確保が求められています。

今後、高齢者の増加とともに、免許返納による交通弱者※が増加していくことが見込まれるほか、現在も車の免許を保有しておらずに移動に困っている方が利用しやすい（外出しやすい）よう、公共交通の利便性を向上させ、長期にわたって利用してもらえるよう努めていく必要があります。

道路環境整備にあたっては、歩道の拡張や段差解消等、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備に努め、交通事故を防ぐ環境整備を進める必要があります。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 老人福祉センター・老人憩の家整備事業	高齢者等の各種相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション、談話の場を提供するための施設の整備を行っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 地域子育て支援拠点事業	子育て・育児に対する不安感や孤独感を抱き悩む保護者等が地域子育て支援拠点施設を活用し、保護者間の交流を図ることで、悩み等を解消するなどの子育て支援を行っています。	子育て支援課 ☎0883-22-2266 FAX0883-22-2245
3 放課後児童健全育成事業	昼間保護者が就労などで家庭にいない小学生を対象に、放課後及び長期休暇期間などに遊びなどの指導を実施している登録制の児童クラブで、児童の健全育成を図っています。	子育て支援課 ☎0883-22-2266 FAX0883-22-2245

主な取組	概要	担当課
4 児童館の運営	児童館で健全な遊びや体験活動を通して、子どもたちの健康の増進と健やかな育成を図っています。	子育て支援課 ☎0883-22-2266 FAX0883-22-2245
5 活動拠点の整備	地域の公民館・文化施設を利用し、健康づくりについての講座を実施する等、地域における社会福祉の増進を図っています。	生涯学習課 ☎0883-22-2271 FAX0883-22-2270
6 道路整備事業	市道整備にあたっては、高齢者や障がい者等に配慮した構造となるよう基準を市条例で定め、バリアフリー※化を図っています。	建設課 ☎0883-22-2251 FAX0883-22-2239
7 代替バス事業	JR 阿波山川駅を起点とし、国道193号線及び県道を1日8便16箇所の停留所を、宮倉回り・天神回りの2ルートにより運行を行っています。美郷・山川地区を結ぶ唯一の公共交通機関であり、マイカー等を持たない交通弱者のための重要な移動手段として、定着しています。	美郷支所 ☎0883-43-2111 FAX0883-43-2506
8 福祉タクシー事業	美郷地区に住み、自家用車をお持ちでない方を対象に、①市民税非課税世帯の60歳以上の方。②身体障がい者手帳1~2級をお持ちの方。③療育手帳A・Bをお持ちの方。④身体障がい者手帳をお持ちの方で下肢障がいのある方。⑤生活保護世帯に属する方。⑥その他市長が特に必要と認める方。に対し、美郷地区内ののみの移動を補助対象利用区域として、自宅からバス停、診療所、小売店、官公庁等までの往復に要したタクシー利用料の80%を補助しています。	美郷支所 ☎0883-43-2111 FAX0883-43-2506

1－8 防災・防犯対策の推進

【施策方針】

毎年、地震や台風などによる大規模自然災害が全国各地で発生しており、特に、災害時や緊急時の避難などの支援体制づくりは重要な課題です。こうした災害による被害を防ぐためには、行政による環境整備とともに、地域住民同士の相互の助け合いが必要です。アンケート結果でも、「暮らしの中で、どのような悩みや不安を感じているか」という設問に対して、「自分の健康」(50.6%)と「家族の健康」(50.1%)に次ぐ第3位に「地震・台風など災害時の問題」(45.8%)が挙げられています。また、支援が必要になった時にしてほしい支援として、「緊急時や災害時の手助け」が第1位となっています。また、「災害時や緊急時において、障がいのある人やひとり暮らしの高齢者などに対して避難支援や安否確認などの支援を行うためには、どのような体制を充実するべきか」という設問に対しては、「行政、自治会、社協等の新たなネットワークづくり」が45.1%で最も多くなっており、防災対策の重要性が多くの住民の共通課題として挙げられています。

また、今日、全国的にひとり暮らしの高齢者を狙った特殊詐欺や、子どもが被害者となる犯罪件数が増加傾向にあります。悪質な犯罪の標的となりやすい高齢者や子ども、障がい者をはじめ市民が安心・安全に暮らせる環境整備のため、防犯対策の充実を図ることも必要です。

日頃からの見守りや安否確認等を通じて、近隣住民同士のつながりを強化していくとともに、支援が必要な人に対する支援体制を構築していく必要があります。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 避難行動要支援者名簿の整備	災害時に自力で避難することが困難な方の情報を消防署や自主防災等に提供し、円滑かつ迅速に避難支援や救助・安否確認を行うため名簿を整備しています。平時においては、避難訓練等に活用されます。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260

主な取組	概要	担当課
2 自主防災組織の育成・支援	自主防災組織の活動や訓練に対し、講師を派遣したり防災局が参加したりすることで育成支援を行っています。また、訓練などを行った自主防災組織に対し、補助金を支給しています。	防災対策課 ☎0883-22-2235 FAX0883-22-2248
3 地域防災計画の推進	地域防災計画に基づき、総合的かつ計画的な災害対策を推進することにより、地域の防災力を高め、災害予防・災害発生時の被害の軽減に努めています。	防災対策課 ☎0883-22-2235 FAX0883-22-2248
4 避難行動要支援者支援の充実	避難行動要支援者名簿を活用し、地区的自主防災会等に対し、要支援者の所在などを周知し、日頃から災害に備える体制を整備します。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
5 防災訓練の実施	3年に1度、旧町村単位での総合防災訓練を実施しています。	防災対策課 ☎0883-22-2235 FAX0883-22-2248
6 福祉避難所の設置	災害時に、一般の避難所での生活が困難な、特別な配慮を必要とする方に応じて開設される二次的避難所であり、今後災害発生時に備えて福祉避難所運営への体制を強化していきます。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
7 吉野川市『防災・情報メール』	事前に登録されたメールアドレスに、地震や台風等の災害情報その他イベントの情報を配信しています。	防災対策課 ☎0883-22-2235 FAX0883-22-2248 ・ 秘書広報課 ☎0883-22-2203 FAX0883-22-2244
8 災害ボランティア講座の開催	将来発生すると予測される大災害に備えて、災害ボランティアについての講座を開催し、災害時にボランティアとして活動してくれる市民を育成しています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
9 災害ボランティアセンター設置訓練の実施	災害ボランティアセンターの設置に備え、毎年職員の訓練を実施しています。また、市民にも訓練に参加してもらうことにより、防災意識を高める役割も果たしています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528

主な取組	概要	担当課
10 学校施設の耐震化	市内小・中学校は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなることから、校舎、体育館の耐震化を行っています。	教育総務課 ☎0883-22-2272 FAX0883-22-2270
11 吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業	地震時等に倒壊のおそれがある老朽化した危険な状態の空き家について、除却工事を行う場合、その費用の一部を助成し、地域の防災性の向上を図っています。	建築営繕室 ☎0883-22-2224 FAX0883-22-2246
12 防犯灯設置事業	防犯灯の新設・修繕及び市内に設置している老朽化した蛍光灯タイプの防犯灯をLED仕様に交換を行い、安心・安全な環境の整備を進めています。	総務課 ☎0883-22-2231 FAX0883-22-2244
13 消費生活相談	消費生活センターを設置し、特殊詐欺・悪質商法等に係る消費生活相談を受け付け、トラブルの解消に向けた支援を行うとともに、被害を未然に防ぐための啓発活動を行っています。	消費生活センター ☎0883-36-1840 FAX0883-22-2244

1－9 人権対策

【施策方針】

地域での福祉活動の活性化には、地域の中で、人権尊重の精神が、1人ひとりの心に根付き、人権意識の高揚が図られることが必要です。

このことから、市では、「吉野川市人権施策推進計画」及び「吉野川市男女共同参画基本計画」を策定し、すべての市民が、住み慣れた地域の中で、共に豊かに安心して生活できるよう「人権の花咲くまち吉野川」をめざし、啓発事業等を積極的に進めていますが、今なお同和問題をはじめ、女性問題などさまざまな人権問題が根強く残っていることも事実です。

また、平成28年4月から、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。

地域での福祉活動が活性化されるには、こうした人権が保障され、不平等感が解消されることが前提であり、地域全体でのあらゆる差別を許さないという意識の高まりが必要です。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 人権対策推進計画の推進	あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策推進計画に基づき、各分野において人権啓発事業を充実するとともに、講演会活動、市の広報誌やホームページを通じて情報発信に努めます。	人権課 ☎0883-22-2229 FAX0883-22-2247
2 男女共同参画基本計画の推進	男女共同参画基本計画に基づき、地域社会、家庭、職場、学校等における慣習・しきたりの見直し等、意識の高揚を図りつつ、市民一人ひとりの人権が尊重され、男女がいきいきと心豊かに生活できる社会をめざし啓発事業を推進します。	人権課 ☎0883-22-2229 FAX0883-22-2247
3 障害者差別解消支援地域協議会の設置	市における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして設置しています。	社会福祉課 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260 ・ 人権課 ☎0883-22-2229 FAX0883-22-2247

第2章 包括的な支援体制の整備推進

2-1 総合的な相談体制・ケアマネジメント機能の充実

【施策方針】

分野横断的な生活課題の解決には、生活課題を総合的に捉え、解決に向けたコーディネートの機能を果たす機関が必要です。子ども・子育てや障がい者福祉、高齢者福祉といった各分野を提供するサービス主体間の連携を図り、情報共有を進めるとともに、それぞれの分野での専門性の高い人材を育成していくとともに、協働の中核を担う機能を構築（体制の見直しも含め）していく必要があります。

【主な事業】

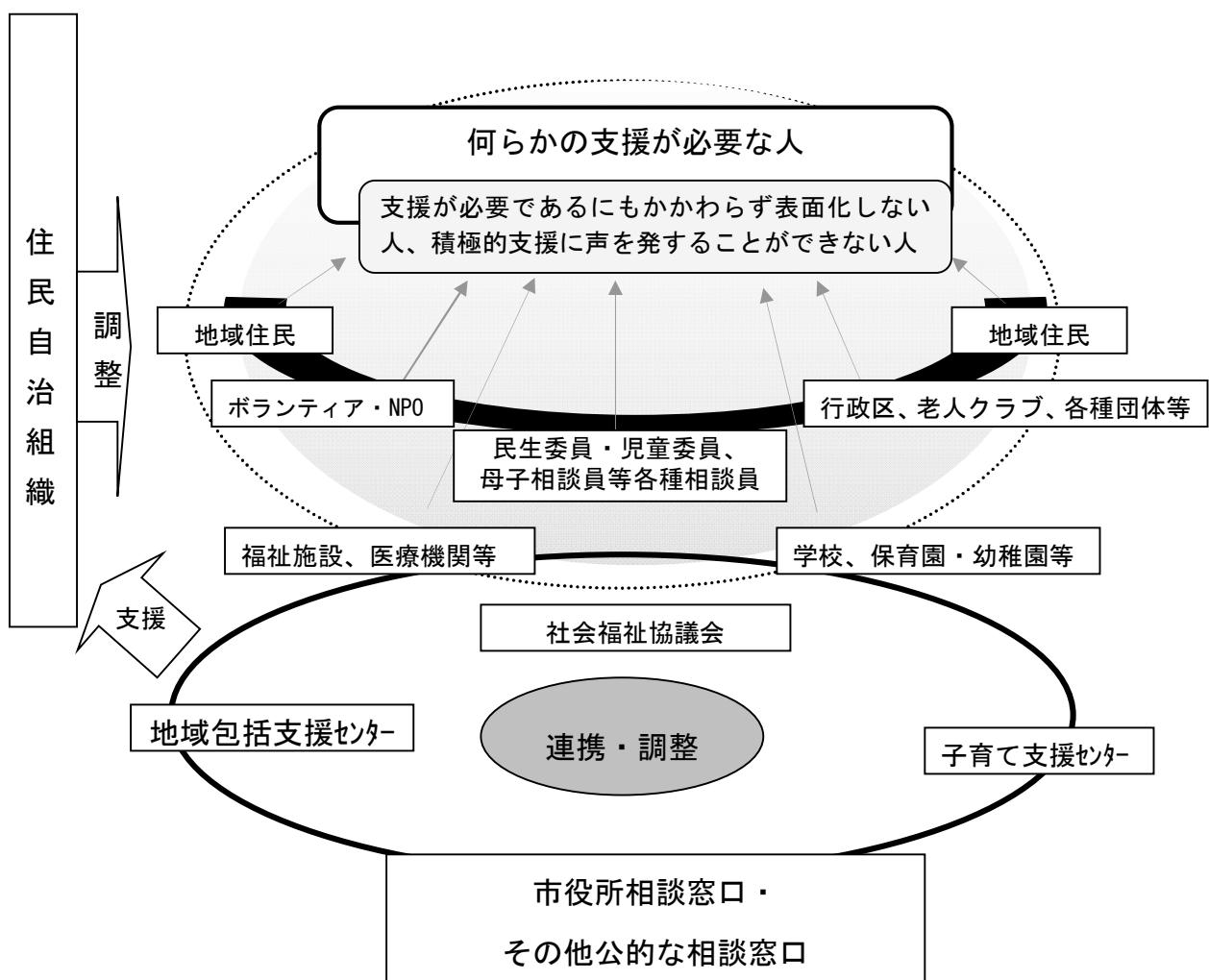
主な取組	概要	担当課
1 福祉関連部局間の連携	各分野部局間で綿密な情報共有を行い、多岐にわたる生活課題に対し、協働で解決していく体制づくりを進めます。	健康福祉部各課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 (地域福祉専門職による情報交換) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントをケアマネジャー※が実践することができるよう地域の基盤を整えるとともに個々のケアマネジャーへのサポートを行います。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
3 地域包括ケア会議	地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に推進する地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を進めています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
4 東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会	東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会は、吉野川市・阿波市が共同で設置し、関係機関等が相互の連携を図ることにより地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260

2-2 地域における身近な相談機能の充実

【施策方針】

市民にとって身近な相談役となる民生委員・児童委員や、相談の場となる社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人・事業者等を含めた相談体制の充実を促進します。また、子どもから高齢者、障がいのある人など、福祉全般にわたる多様な課題・ニーズに対応し、必要なサービスが適切に利用できるよう、府内関係部署や医師会、専門機関の連携による総合的な相談体制を確立します。

地域における相談ネットワーク体制の確立



【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 民生委員・児童委員の相談支援事業	各地域内における要支援者からの身近な相談役となっている民生委員・児童委員に対し、必要な情報を提供し、関係各課と連携を図っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 心配ごと相談事業	市内4カ所で、日常生活の中で持つ悩みや心配ごとを相談できる、相談窓口を開設しています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
3 総合相談支援事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し適切なサービス、制度利用、関係機関への繋げる等の支援を行うと共に、本人や家族、ケアマネジャー、支援者等からの様々な相談への対応を行っています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
4 小地域ネットワーク活動【再掲】	民生委員・児童委員をはじめ、地区協による小地域福祉ネットワークづくり推進事業では推進委員や協力員、老人クラブによる友愛訪問活動では友愛訪問員の三者が、それぞれ連携を図りながら地域の見守り活動を実施しています。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260 ・ 社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528

第3章 地域福祉の意識づくりと人づくり（自助・互助）

3-1 地域全体で支えあう意識の醸成

【施策方針】

地域のつながりを強化するためには、地域福祉を支える住民への意識啓発が必要です。市民アンケートで、「地域で生じている様々な福祉分野の生活課題に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思うか」という設問に対して、「必要だと思う」が44.3%で最も多く、これに「どちらかというと必要だと思う」(41.2%)をあわせた“必要だと思う”は9割弱を占めています。また、「高齢者や障がいのある人、子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援や協力ができること」という設問では、「あいさつや安否確認などの声かけ」が50.7%で最も多く、次いで「話し相手」(32.8%)、「災害時の避難支援・安否確認」(24.3%)などの順となっていました。

地域の相互扶助機能を向上させ、地域全体で生活課題を抱える人を支える体制づくりを進めるとともに、学童期からのボランティアや福祉教育を通じて、地域福祉を支える人づくりを進めていきます。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 高齢者の生きがいと健 康づくり事業	高齢者が家庭・地域等で豊かな経験と知識・技能を生かして、社会参加をし、生きがいを持つことができる環境を整え、また家に閉じこもりがちな高齢者に対しても、社会的孤立感の解消となるよう支援します。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 高齢者閉じこもり予防 事業	在宅で生活されている高齢者の方が、自宅に閉じこもらないよう社会参加できるきっかけづくりの場としてスポーツや講座などを通じて外出の支援を行っています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
3 介護基礎研修	中学生を対象に、社会福祉や介護の基礎知識、そして介護技術の研修を行うことにより、ボランティアリーダーとして、また地域福祉、家族介護の担い手の育成を図っています。	学校教育課 教育研究所 ☎0883-22-2274 FAX0883-22-2270

主な取組	概要	担当課
4 社会福祉大会	社会福祉大会に、住民や福祉関係者が 集い、これからの中社会福祉について理 解を深め、ネットワークの輪を広げて いくきっかけづくりを行っています。 また、永年、福祉の向上に尽力された 方々を表彰し、意欲高揚を助長しま す。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5555 FAX0883-25-5528
5 世代間交流の促進	各地区社会福祉協議会が、自主的な事 業として、世代間交流に取り組んでい ます。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528

3-2 健康づくり・介護予防の充実

【施策方針】

健康寿命*を延ばしていくことは、個人のQOL*（生活の質）の向上や財政的負担の軽減のためにこれまで以上に重要な取組となっています。できる限り自立した生活を送ることができるよう、若い世代から高齢者まで、運動の習慣づけや生活習慣の改善等を通じて市民の健康づくりを推進していく必要があります。

また、必要な時に安心して適切な医療が受けられる地域医療体制の整備が必要です。本市では、平成28年度に「吉野川市在宅医療介護連携推進協議会」を設置し、吉野川市全域で質の高い在宅医療・介護が受けられる体制を整えるため、市内の在宅医療・介護の将来の方向性や連携の推進について関係する医療、介護、福祉、行政関係者から意見・提言を聴取し協議しています。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 食生活改善推進員養成講座	栄養や病態の基礎知識を学習し、健康づくりの知識を深め、終了後は食生活改善推進員（ヘルスマイト）として、地域での健康づくりを実践できる人材を育成しています。	健康推進課 ☎0883-22-2268 FAX0883-22-2245
2 介護予防教室	地域で自主的に活動を行う44団体に対して、保健師、看護師等の職員を派遣し介護予防に繋がる「健康チェック・介護予防体操・栄養改善講座・口腔ケア教室・認知症予防教室等」を実施し介護予防に取り組んでいます。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
3 地域リハビリテーション活動支援事業	地域において自主活動を実施しているグループに1年間毎月理学療法士等に関わってもらい、正しい運動方法を学びながら健康づくりの場として活用されています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260

主な取組	概要	担当課
4 介護予防普及啓発事業	認知症予防等をテーマとした市民向けの講演会の開催や、パンフレットによる介護予防活動の啓発を行っています。また運動機能の向上を目的としたトレーニング事業を実施しています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
5 子どもはぐくみ医療	乳幼児等にかかる医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、もつて乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図っています。	子育て支援課 ☎0883-22-2266 FAX0883-22-2245
6 母子保健事業	妊娠婦・乳幼児、子どもをもつ保護者の方の健康を支援するため、母子健康手帳の交付、妊娠一般健康診査、マタニティ教室、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査、フッ素塗布事業、予防接種事業など、各種保健事業を行っています。	健康推進課 ☎0883-22-2268 FAX0883-22-2245
7 各種がん検診の受診勧奨	がん検診受診率と死亡率減少効果は関連性があり、がんの重症化予防は、がん検診により行われています。検診の受診率向上を図るために、『がん検診受診券つづり』の個別通知、広報、ホームページ等にて受診勧奨の取り組みを行っています。	健康推進課 ☎0883-22-2268 FAX0883-22-2245
8 特定健康診査、特定保健指導	国民健康保険加入者の40歳から74歳の被保険者・被扶養者を対象とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防と改善を目的として特定健康診査を実施し、受診者の結果に基づき、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を行っています。また、糖尿病性腎症重症化予防事業として、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者・受診中断者を適切な受診勧奨により医療につなげるとともに、関係機関（医療機関等）との情報共有の構築を推進しています。	国保年金課 ☎0883-22-2213 FAX0883-22-2243

主な取組	概要	担当課
9 歯周疾患検診	40歳から70歳までの節目の年齢の方を対象に、歯周疾患検診を行い、歯の健康の保持増進を図っています。	健康推進課 ☎0883-22-2268 FAX0883-22-2245
10 地域介護予防活動支援事業（介護予防サポート・認知症サポート養成）【再掲】	地域において介護予防活動を広げていくためのリーダーとして活躍するための知識、技術等を習得してもらうための研修会の開催をすると共に、過去に養成したサポートを対象にフォローアップ研修やアドバイスを行っています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
11 在宅医療・介護連携事業	地域において、医療と介護の双方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療と介護の関係機関が連携し包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を構築します。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
12 認知症施策等総合推進事業	認知症状の方やその家族に早期に関わり診断、対応に向けた支援を行うための認知症初期集中支援チームの配置及び、医療機関、介護サービス事業者及び地域の支援機関の連絡調整、認知症患者やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員※の配置を行い、医療、介護の連携強化を図るための支援体制の構築と認知症ケアの向上を行います。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260

第4章 地域福祉を担う団体の支援（共助）

4-1 サービス事業者やNPO活動の育成

【施策方針】

地域に暮らす市民を支えるには、福祉サービスが市全体に行き渡り、すべての人が公平にそのサービスを享受できるよう努める必要があります。福祉サービスを提供する事業者を開拓するとともに、事業者間の調整を市が担うことによって、市全域に福祉サービスが提供できるよう、福祉環境を向上させていくことが必要です。

地域福祉活動団体アンケートでは、現在抱えている課題として、「活動を担う人材・マンパワー※」の不足や「活動の財源確保」などが挙げられています。地域福祉活動を行う団体・事業者等が必要とする支援を行い、継続的に活動していくことができるようしていく必要があります。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 民生委員・児童委員の資質向上	毎月1回の定例会において、市からの情報提供や資料提供をし、また研修会を実施し委員の資質向上をはかっています。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 地域福祉関係団体運営支援事業	地域福祉活動を行う団体等に対し、運営費の助成、また活動に対する助言や情報提供、連絡調整の支援を行っています。	社会福祉課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260 ・ 社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
3 介護基礎研修【再掲】	中学生を対象に、社会福祉や介護の基礎知識、そして介護技術の研修を行うことにより、ボランティアリーダーとして、また地域福祉、家族介護の担い手の育成を図っています。	学校教育課 教育研究所 ☎0883-22-2274 FAX0883-22-2270

4-2 ボランティア活動の活性化

【施策方針】

地域における福祉活動を活性化させるには、ボランティアの力は不可欠です。市民アンケート調査ではボランティア活動等への参加意向はあるものの、参加できていない人がたくさんいることがうかがえます。今後も、ボランティア活動の窓口となる社会福祉協議会を中心として、地域人材の掘り起こしを進め、地域福祉に携わるボランティアを増やしていくことが必要です。それと同時に、ボランティア活動を行う団体、個人への支援を進めていく必要があります。

また、地域での福祉活動を盛んにするためには、子どもの頃からの福祉教育が重要です。家庭や地域、学校が連携して思いやりの心を持った子どもたちを育成する必要があります。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 ボランティアセンター機能の充実	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動に関する相談業務や情報提供を行っています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
2 福祉教育講座の開催	市内小中学校からの依頼に対して、職員を講師として、学校に派遣し、福祉教育講座を実施しています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
3 サマーチャレンジボランティアワークの実施	夏休みの期間に、市内中学生に対して、ボランティアを体験する機会を提供し、生徒同士の交流深めてもらっています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528
4 災害ボランティア講座の開催【再掲】	将来発生すると予測される大災害に備えて、災害ボランティアについての講座を開催し、災害時にボランティアとして活動してくれる市民を育成しています。	社会福祉協議会 ☎0883-25-5533 FAX0883-25-5528

4-3 各種福祉団体の情報発信の支援

【施策方針】

地域福祉は市民、団体・事業者、行政が一体となって進めていくことが必要であり、福祉に関する情報が広く市民、団体や事業者等に共有されていることが必要です。また、支援が必要な人に対する周知を進めていく必要があります。

市が取組む福祉の各事業に限らず、各種福祉団体の情報発信を推進・支援していきます。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 各種団体の情報発信	自治会回覧により、各種福祉団体等の広報誌の配布に協力を行っています。	総務課 ☎0883-22-2231 FAX0883-22-2244
2 広報活動の推進	福祉に関する情報のほか、市が取り組む施策や事業を、広報誌・インターネット配信・新聞・CATV・ラジオ等様々な媒体を通して情報提供を行っています。	秘書広報課 ☎0883-22-2203 FAX0883-22-2244

第5章 地域福祉の情報提供と各種サービスの充実（公助）

5-1 適切かつ広範な情報提供体制の整備充実

【施策方針】

利用者自身が福祉サービスを選択し、決定する時代へと移り変わり、サービスの種類や提供者が多様化する中で、自分に最も適したサービスを選択するための効果的な情報提供体制が求められています。

また、参画と協働によるまちづくりを進めていくためには、市民、福祉団体、事業者、行政間での情報の共有が必要です。市で実施している施策や事業を説明し、参画しやすくするための情報公開を積極的に行うとともに、個人情報の適正な管理も求められています。

また、情報を一方的に提供するだけではなく、双方向でのやり取りも重要であり、市民、福祉団体、事業者等からの意見を聞く場や意見交換をする機会を充実させる必要があります。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 市民等参画の推進	旧4町村地域ごとに自治会、地区民児協、婦人団体等の代表者からなる地域審議会を、また、本市地方創生の実現に向けて、各種団体等から意見聴取等を行う地方創生推進協議会を設置し、市民の声を市政への反映させる取組を行っています。	企画財政課 ☎0883-22-2221 FAX0883-22-2244
2 アクセシビリティ*に配慮した情報の発信	高齢者及び障がい者などが、わかりやすく情報を得られるよう、表示方法、記載方法、伝達方法などの充実に努めています。	秘書広報課 ☎0883-22-2203 FAX0883-22-2244
3 広報活動の推進【再掲】	福祉に関する情報のほか、市が取り組む施策や事業を、広報誌・インターネット配信・新聞・CATV・ラジオ等様々な媒体を通して情報提供を行っています。	秘書広報課 ☎0883-22-2203 FAX0883-22-2244

5-2 良質で多様なサービス供給の仕組みづくり

【施策方針】

高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉の各施策において個別の福祉計画が策定されており、それぞれの計画に沿った福祉施策が進められていますが、今日の制度改革の流れは、施設入所から在宅生活へと重心が移行しており、生活の場により近い地域密着型のサービスを充実し、地域ケア体制を整備していくことが求められています。

このため、民間事業者の理解を求めながら、市民ニーズの多様化などに対応したサービス供給体制の整備に取り組むことが必要です。

また、サービス利用が利用者の主体的な選択に基づくものとなってきていることから、より良質なサービスを受けられるよう、介護サービス情報公開制度に基づき情報公表がなされており、今後も、このような制度の利用啓発に努める必要があります。

【主な事業】

主な取組	概要	担当課
1 各種福祉計画の策定・推進	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの各施策により、地域住民が安心して生活できるよう、地域密着型の福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉部各課 ☎0883-22-2261 FAX0883-22-2260
2 在宅介護支援センター運営事業	在宅の要援護高齢者、要援護となるおそれのある高齢者やその家族等に対して、在宅介護等総合的な相談に応じています。各種保健福祉サービスが総合的に利用できるよう関係機関等との連絡調整等を行い福祉の向上を図っています。また、夜間・休日等の緊急相談にも対応できるよう24時間対応の体制を取っています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260

主な取組	概要	担当課
3 介護予防・生活支援サービス事業	65歳以上高齢者で要支援1・2の方、日常生活状況や身体状況等を聞き取る「基本チェックリスト」の判断による事業対象者が、訪問型サービスや通所型サービスなど生活支援ニーズにあつた多様なサービスが利用できるよう支援しています。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
4 在宅医療・介護連携事業【再掲】	地域において、医療と介護の双方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療と介護の関係機関が連携し包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を構築します。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
5 認知症施策等総合推進事業【再掲】	認知症状の方やその家族に早期に関わり診断、対応に向けた支援を行うための認知症初期集中支援チームの配置及び、医療機関、介護サービス事業者及び地域の支援機関の連絡調整、認知症患者やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の配置を行い、医療、介護の連携強化を図るための支援体制の構築と認知症ケアの向上を行います。	介護保険課 ☎0883-22-2265 FAX0883-22-2260
6 地域生活支援事業	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、日常生活用具の給付や移動支援などの事業を計画的に実施しています。	社会福祉課 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260
7 自立支援給付事業	障がいのある人を対象とした福祉サービスで、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。居宅や施設において必要なサービスを受けることができるよう支援しています。	社会福祉課 ☎0883-22-2263 FAX0883-22-2260

主な取組	概要	担当課
8 ファミリー・サポート・センター	子育ての援助をして欲しい「依頼会員」と援助を行う「提供会員」が事前に登録を行い、必要な時に相互援助ができる体制を作ることで、地域で安心して子育てと仕事の両立ができるよう支援しています。	子育て支援課 ☎0883-22-2266 FAX0883-22-2245
9 病児・病後児保育事業	子どもの病気中または病気の回復期に、保護者の勤務等の都合により保育ができない場合に、医療機関で子どもを一時的に預かることで、子育て支援を図っています。	子育て支援課 ☎0883-22-2266 FAX0883-22-2245

第6章 計画の推進のために

1 市内各地域における推進体制

本計画の推進にあたっては、市内各地域において、民生委員・児童委員などの相談・支援員や団体、地区社会福祉協議会、地域福祉関係団体などが連携を強め、地域住民の積極的な参加を促し、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、市内各地域での体制づくりを進め、市は、この推進体制づくりへの積極的な支援を行います。

2 地域における包括的な支援体制の構築

地域福祉を推進していくためには、様々な情報が集約され、情報提供ができる全世代・全対象型の地域包括支援体制を構築していくことが必要です。

本市においても、あらゆる福祉分野の相談がワンストップでできる相談体制や、関係者とともに地域特性に合った包括的な支援体制を構築していくため、関係者との協議の場を設置し、地域包括支援体制づくりに努めます。

3 市民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員であるとの自覚を持つことが大切です。また、市民一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識をもち、同時に、自らボランティア活動やNPO活動などの地域活動に主体的かつ積極的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

民間事業者には、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に努めることが求められています。さらに、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスの提供や、市民の地域復帰への支援、福祉のまちづくりへの参画に取り組むことも求められています。

本計画を実効性のあるものにするためには、こうした市民をはじめボランティアやNPO、事業者、民間企業等のさまざまな主体による自主的な取り組みと相互の連携による協働の取り組みが不可欠です。

4 行政の役割と推進体制

地域福祉の推進にあたって、行政には市民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。

このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など関係部署との連携強化を図り、市政のあらゆる分野の施策を地域福祉の視点から見直し、分野横断的・総合的な施策が推進されるよう取り組みます。

さらに、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などに努めます。

5 社会福祉協議会の推進機関としての役割

平成12年、社会福祉法に地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野で市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

このため、社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

6 県・県内市町村等との必要な情報の共有と連携

計画を総合的・効果的に進めるため、県が平成27年3月に策定した『とくしま“福祉のきずな”サポートプラン～徳島県地域福祉支援計画～（第2期）』を参考に地域福祉の推進を図ります。

また、社会情勢や国の法令・制度改定に対応するため県・県内市町村・近隣福祉関係機関等との必要な情報の共有と連携を図ります。

資料編

1 用語の解説

※掲載しているページ数は、計画書内に最初に出ているページ（見出しを除く）となっています。

用語	説明
あ 行	
ICT (P25)	Information and Communication Technology の略。パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられている。
アクセシビリティ (P58)	情報システムの利用しやすさを表す言葉。パソコンやインターネットが幅広く普及した現在、高齢者や障がい者などハンディを持つ人も健常者と同じように情報システムを利用し、情報を得られること。
アルファ米 (P17)	一度炊いたご飯を乾燥させた米。長期間の保存が可能で、お湯か水を注ぐだけで食べられるので、非常用保存食や軍用食、レジャー用食品などとして使われている。
インフォーマル (P20)	自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供されるのではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによるもの。
NPO (P34)	Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
か 行	
介護予防 (P20)	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
介護予防・日常生活支援総合事業 (P6)	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。
QOL (P52)	「Quality Of Life」の略で、一般的には一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと。
ケアマネジメント (P20)	要支援・要介護認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供される服务体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能。
ケアマネジャー（介護支援専門員） (P47)	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要支援・要介護認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

用語	説明
健康寿命 (P52)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。
権利擁護 (P39)	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。
交通弱者 (P41)	①移動制約を受ける者。例えば、自家用車を持てない（持たない）、高齢者や障がい者、子ども等。②交通事故の被害者になりやすい人。自動車やバイクに対し、歩行者である子どもや高齢者等。
高齢化率(P1)	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。
さ 行	
生活困窮者自立支援制度 (P32)	生活保護に至っていない生活困窮者に対し、「第2のセーフティーネット」として、包括的な支援を行い、自立の促進を図る制度。
成年後見制度 (P39)	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
た 行	
ダブルケア (P22)	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。
団塊の世代 (P16)	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。2025（平成37）年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。
地域包括ケアシステム (P20)	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
特定健康診査 (P9)	40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。
な 行	
南海トラフ (P23)	東海地方から紀伊半島、四国にかけての南方の沖合約100kmの海底にある延長700kmの溝状の地形。フィリピン海プレートが日本列島の下に沈み込んでいる場所に相当する。過去に起った大地震、安政東海地震（1854年）、東南海地震（1944年）、南海道地震（1946年）はこの南海トラフの沈み込みに関係したものであり、将来発生が予想されている東海地震もこの沈み込みによって起こると考えられている。
認知症サポーター (P20)	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。

用語	説明
認知症地域支援推進員 (P54)	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。
は 行	
バリアフリー (P42)	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁（バリア）除去する必要があるという考え方。
ま 行	
マンパワー (P55)	人的資源、労働力のこと。
民生委員・児童委員 (P7)	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。
メタボリックシンドローム (P9)	内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症状が一度に出ている状態をいう。
や 行	
要介護認定 (P6)	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
養護者 (P39)	高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。
ら 行	
ライフステージ (P22)	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
わ 行	
ワンストップ (P25)	1か所で用事が足りること。1か所で何でも揃うこと。

2 地域福祉計画の策定経過

開催日	会議名等	内容
平成 29 年 7 月	市民アンケートの実施	20 歳～75 歳の市民に実施（郵送法） 2,000 票配布、うち回収 804 票
8 月 24 日 ・8 月 29 日	各種団体代表者等 アンケート・ヒアリング の実施	団体の現状・課題や市に対する要望や提案等についてアンケートを行い、それともとにインタビュー方式で実施。 【参加団体】 <ul style="list-style-type: none">・吉野川市社会福祉協議会・吉野川市身体障害者連合会・吉野川市民生委員児童委員協議会・吉野川市婦人団体連合会・吉野川市ボランティア連絡協議会・吉野川市シルバー人材センター・吉野川市老人クラブ連合会・吉野川市手をつなぐ育成会
9 月 27 日	第1回策定委員会	(1) 第2期地域福祉計画について (2) アンケート調査結果報告について
11 月 24 日	第2回策定委員会	第2期地域福祉計画骨子案について
平成 30 年 1 月 17 日	第3回策定委員会	(1) 第2期地域福祉計画素案について (2) パブリックコメントについて
1 月 30 日～ 2 月 28 日	パブリックコメント の実施	市民からの意見募集

3 策定委員会設置要綱

吉野川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により策定し、又は変更する吉野川市地域福祉計画について、市民及び社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、吉野川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉を取り巻く現状と課題の調査及び分析に関すること。
- (2) 地域福祉を推進するための施策の展開及び方向性に関すること。
- (3) 吉野川市地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、地域福祉施策に関し見識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱又は任命された後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において調査し、又は審議した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年9月4日から施行する。

4 策定委員名簿

吉野川市地域福祉計画策定委員名簿

氏 名	所 屬 役 職 等
東 谷 克 子	吉野川市民生委員児童委員協議会 会長
桃 井 春 男	吉野川市身体障害者連合会 副会長
菜原 奈麻美	吉野川市手をつなぐ育成会 会長
戸 村 義 則	吉野川市医師会 会長
大久保 長成	吉野川市ボランティア連絡協議会 会長
笠 井 幸 宏	吉野川市社会福祉協議会 事務局長
河 野 尚 美	吉野川市老人クラブ連合会 会長
喜 島 寧 子	吉野川市婦人団体連合会 会長
東 明 美	養護老人ホームあけわ 施設長
大 西 豊	徳島県立鴨島支援学校 校長
大木元 繁	徳島県東部保健福祉局吉野川保健所 所長
中 西 渉	吉野川市子育て応援団 団長
岸 田 益 雄	吉野川市議会文教厚生常任委員会 委員長
石 川 邦 彦	吉野川市教育委員会 教育長
大 塚 勉	吉野川市健康福祉部 部長

第2期吉野川市地域福祉計画

発行年月：平成 30 年 3 月

発 行：吉野川市

編 集：吉野川市健康福祉部社会福祉課

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1

<http://www.city.yoshinogawa.lg.jp/>